令和３年度第２回御船町議会定例会（６月会議）　議事日程（第３号）

令和３年６月15日

午前10時00分開会

１　議事日程

第　１　報告第２号　専決処分の報告について

第　２　報告第３号　専決処分の報告について

第　３　報告第４号　専決処分の報告について

第　４　報告第５号　専決処分の報告について

第　５　報告第６号　繰越明許費繰越計算書について

第　６　報告第７号　事故繰越し繰越計算書について

第　７　議案第２号　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　８　議案第３号　御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第　９　議案第４号　工事請負契約の締結について

第１０　議案第５号　町道の路線認定について

第１１　議案第６号　令和３年度御船町一般会計補正予算（第２号）について

第１２　議案第７号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

第１３　議案第８号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について

第１４　同意第１号　御船町教育委員会の委員の任命について

第１５　同意第２号　御船町教育委員会の委員の任命について

第１６　発議第１号　御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

第１７　発議第２号　町長の専決事項の指定について

第１８　発議第３号　御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第１９　陳情第９号　幼児教育・保育の無償化に伴う副食費（おかず代・おやつ代）の新たな負担増について（陳情）

（継続審査）

追加日程第１　議案第９号　財産の取得について

２　出席議員は次のとおりである（13 人）

１番　中 城　峯 雄　君	２番　井 藤　はづき 君
３番　宮 川　一 幸　君	４番　福 本　　悟　君
５番　田 上　英 司　君	６番　増 田　安 至　君
７番　森 田　優 二　君	８番　岩 永　宏 介　君
９番　福 永　　啓　君	１０番　田 上　　忍　君
１１番　藤 川　博 和　君	１２番　清 水　　聖　君
１４番　池 田　浩 二　君	

３　欠席議員（１人）

１３番　井 本　昭 光　君

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長　本 田　隆 裕　君

５　説明のため出席した者の職氏名（17 人）

町　　長	藤 木　正 幸　君	副　町　長	宮 本　　正　君
教　育　長	上 杉　奈緒子 君	総　務　課　長	野 口　壮 一　君
企画財政課長	坂 本　幸 喜　君	町民税務課長	畑 野　英 樹　君
福　祉　課　長	西 橋　静 香　君	こども未来課長	沖　　勝 久　君
健康づくり保険課長	作 田　豊 明　君	農業振興課長	井 上　辰 弥　君
商工観光課長	鶴 野　修 一　君	建　設　課　長	島 田　誠 也　君
環境保全課長	田 中　智 徳　君	会計管理者	宮 﨑　尚 文　君
学校教育課長	西 本　和 美　君	社会教育課長	緒 方　良 成　君
監　査　委　員	吉 川　　勲　君		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（池田浩二君）　おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、上杉教育長の発言を許します。

○教育長（上杉奈緒子君）　昨日、増田議員から御質問があった公民館分館緊急時の対応活動のところでわかりにくい表現をしてしまいましたので、ここで訂正させていただきます。

まず、公民館分館は一時的な避難場所として北田代分館と田代東部分館が定められておりますが、指定避難場所、一定の生活をする指定避難場所としては公民館分館は含まれておりませんので、申し添えておきます。申し訳ありませんでした。

○５番（田上英司君）　今のお話で、一定の生活をする避難場所というのは、どういうことですかね。

○教育長（上杉奈緒子君）　すみません、また紛らわしい言い方をしてしまいました。一時的に避難をするのではなくて、長い期間にわたって避難をせざるを得ない場所としては、公民館分館は含まれていないということです。申し訳ありませんでした。

○議長（池田浩二君）　増田議員、よろしいですか。

○６番（増田安至君）　はい。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　報告第２号　専決処分の報告について

○議長（池田浩二君）　日程第１、報告第２号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　簡単に説明をいただきたいと思うのですが、今回の字句の変更、これは、出資に関する業務に充てられることが明らかなものというのが幾つも追加されておりますが、これ等を追加することによって、何のために追加して、また町民の方にどのような影響があるのか、簡単に御説明お願いします。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

今回の税条例の改正におきましては、国の地方税法等の法律が改正されたことに伴って町の条例を改正するものとなっております。

先ほど御質問のありましたとおり、字句の、今まではっきりと規定がされておりませんでしたので、それについて明らかにするものというところと、あとコロナの影響がまだ

続いておりますので、それに伴いまして、特例等の期限の延長等を行うものとなっています。

町民に対する影響としましては、先ほども申しましたように、特例等の期限の延長がされておりますので、住民の方に影響が及ぶというところはございませんで、どちらかといいますと、影響が軽減されていくものと思います。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　報告第３号　専決処分の報告について

○議長（池田浩二君）　日程第２、報告第３号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　同様の説明を求めます。先ほど同様の話しされて、実際に町民の方々にはどのような影響があるのか。

申し訳ありません。違うほうを見ていました。専決処分ですね。ありません。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　報告第４号　専決処分の報告について

○議長（池田浩二君）　日程第３、報告第４号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　報告第５号　専決処分の報告について

○議長（池田浩二君）　日程第４、報告第５号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　報告第６号　繰越明許費繰越計算書について

○議長（池田浩二君）　日程第５、報告第６号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　報告第７号　事故繰越し繰越計算書について

○議長（池田浩二君）　日程第６、報告第７号、「事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　議案第２号　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第７、議案第２号、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　申し訳ありませんでした。これが先ほどの質問でした。

この改正する条例の制定において、なぜこの条例を制定し、実際に町民の方々にどのような影響があるのか、わかりやすく、担当から説明をお願いいたします。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

この条例につきましては、昨年新規制定をさせていただいたものでございます。しかし、昨年の条例におきましては、令和元年度及び２年度分についてのみの条例となっておりました。新型コロナウイルスの感染症におきましては、今現在もまだ収束を見せない状況でございますので、令和３年度におきましても、収入等の減少が見られる方におきましては、主に主たる生計維持者、世帯主の方でありますけれども、については、減免を行って負担軽減をしていくというところで、今回の条例の改正をいたしたものでございます。

先ほど、住民の方、町民の方への影響ということでございますが、今申しましたとおり、収入の減少等が見られる世帯主の方については負担軽減になるものと考えております。

○10番（田上　忍君）　今の件ですが、収入減少とあるんですけど、この定義というのは、この後補正予算でたくさん出てくるんですけど、誰が判断するんですか。数値の目安、そういうのもあるんでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

このコロナの収入減少による被保険者等に係る国民健康保険税の減免につきましては、町で減免をいたしますけれども、減免をした額につきましては、国の特別調整交付金で補填をされる形となっております。国から減免補填の要件としまして、通知が来ておりますので、その通知に沿って減免等の事務を行っていくところでございます。

○10番（田上　忍君）　今言われた国からの文書というか、その中に、例えばこれは令和元年度と２年度と書いてあるですね。その中で、どれだけ、例えば年収が10％減少したから減免するとか、そういう数値はあるのかなというのを聞いたんです。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

減収の要件につきましては、主たる生計維持者、世帯主の方の減収が３割以上、それから世帯主の方がコロナウイルスに罹患され、死亡または重篤な障害を受けられた場合につきましては、全額減免というところがございます。また、先ほど申しましたが、所得の要件につきましては、世帯主の方の合計所得金額が1,000万円以下及びその他の事業収入等の所得が400万円以下という形でなっております。

○10番（田上　忍君）　もう１つ確認ですが、所得が減少というのは、令和元年度と２年度を比較してということでいいんですか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

所得の比較につきましては、前年分ということになっておりますので、令和２年分に対しまして令和３年分、１月から12月までの収入所得になりますが、それを比較して３割以上というのが基本的な要件となっております。

○10番（田上　忍君）　令和３年度ということは、今ですね。すると、いつそれは減免できるのですか。だって、今年の12月までと今言われましたよね。いつわかるのですか、その収入減少というのは。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

令和３年分ということになっておりまして、確定ではなく見込みの数字で申告していただいていいようになっております。

○10番（田上　忍君）　はい。

○議長（池田浩二君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２号、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第８　議案第３号　御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第８、議案第３号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　これにつきましても、簡単に、この条例改正の意義及び条例改正が町民に及ぼす影響の説明をお願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君）　お答えします。

これも、昨年新規に制定された条例ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を、令和３年度も継続して実施するための条例改正です。世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の３割以上であること、新型コロナウイルス感染症の影響によること、本人からの申請がされることが要件となっております。いずれも負担軽減を図ることを目的としております。

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第９　議案第４号　工事請負契約の締結について

○議長（池田浩二君）　日程第９、議案第４号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　今回は中学校の改修ということですが、まず、以前タブレットで失敗しているというか、ありますが、今回はこれで大丈夫ですね。

○学校教育課長（西本和美君）　大丈夫ということで議案で提出しております。

○10番（田上　忍君）　その力強い言葉を聞きたかったです。

あと、この改修工事で、屋外トイレ、これは全員協議会で井藤議員からも質問があったんですが、自動感知じゃないとした理由をもう一度お願いします。

○学校教育課長（西本和美君）　全協での説明が不十分で申し訳ありませんでした。この屋外トイレにつきましては、自転車を駐車する自転車小屋、自転車置き場のほうからトイレを見ていただくとわかるんですけれども、ほとんど水道の部分が露出しておりまして、屋根はかかっておりますが、もう雨が降れば雨に濡れるというような水道のつくりになっております。ですので、センサーが付いている自動水洗については屋内用のものしかなく、屋外用の自動センサーが付く自動水洗というものはありません。ですので、ここについては、レバー式の手動水洗としております。ただ、反対側、教室側というか、渡り廊下側の水道については雨が当たりませんので、そちらは自動水洗としております。

○10番（田上　忍君）　はい、わかりました。

○11番（藤川博和君）　お尋ねしますけれども、渡邉建設は、令和２年度の町の施工実績はどのくらいあるのですか。

○総務課長（野口壮一君）　これまでの渡邉建設の建築に係る工事の実績はございません。県の経営事項審査の中では、完成工事高が2,627万6,000円、うち元請の完成高が1,843万2,000円ということで、経営事項審査の中には入っております。

○11番（藤川博和君）　今、元請金額の中で、町発注工事は含まれておりますか。わかる範囲でお願いします。

○総務課長（野口壮一君）　うちのこの元請完成高の中には、町の発注工事は含まれていないということになります。

○11番（藤川博和君）　今回、契約が7,000万円以上の契約です、前年度実績が。今まで渡邉建設は建築関係において、町の工事でどれくらいの工事金額を施工されてありますか、実績が。

○総務課長（野口壮一君）　渡邉建設が株式会社を渡邉建設に登記されたのが平成29年７月26日に登記がなされております。そこからの町の建築の発注工事という受注も実績はございません。

○11番（藤川博和君）　今まで建築の実績がゼロですね。今回、議会で承認が得るような7,000万円という工事です。これは、公共で建築一式の場合は、必ず監理技術者が要るとです。そういう社員か何かは在駐をされているとですか。

○総務課長（野口壮一君）　今回の設計額の7,000万円を超えたところで、建設業法等によれば、専任の主任技術者を置かなければならないという規定になっています。また、6,000万円を超える下請を出す場合には、監理技術者等が必須ということになっております。

今回の工事につきまして、指名審査委員会の中でも、この辺が懸案事項でありまして、そこら辺は議論した経緯があります。

○11番（藤川博和君）　私が今質問したのは、監理技術者がおられるかおられないか、おられればいつ採用されたかです。

○総務課長（野口壮一君）　監理技術者というのは、今申しましたように、6,000万円以上の下請を出す場合に監理技術者が必要になってきます。今回の工事について、まだどれだけの下請に出されるかというのは、この審査段階でまだ未定であるということで、その辺が出たら、今議員がおっしゃるように監理技術者等を置かなければならない事項に、これは渡邉建設で対応していただくということになると考えております。

○11番（藤川博和君）　今、課長の話では意味がわからんとですね。要は、技術者がいなくても、その渡邉工務店に頼めばいいというような意味合いに聞こえたんです。技術者は渡邉建設にはおられますかということを尋ねているとです。それはいつ採用されたかということです。今の答弁では、そういうとは審査委員会のときはまだ未定だったという意味合いに聞こえたんですよね。

○総務課長（野口壮一君）　審査委員会のときに渡邉建設の技術者が２名ということで、確認をしております。お一人は社長ですけど、10年以上の実務経験を有しておられるということと、あと１人は２級の土木の施工管理技士をお持ちの方です。その後、１級建築士を雇用しているということで、その辺も調べさせていただいた中で、令和３年２月１日で雇用をされているということでなっております。１級の建築士の方です。一応、雇用保険、健康保険等の手続の書類も写しで確認をしております。

○11番（藤川博和君）　御船町の資格申請の申込みはいつまでが期日だったですか、２月いっぱいぐらいではなかったかと思いますけれど、それだったら、今採用が２月は、当然御船町には、そういう技術者の登録をされるのが普通ではないですかね。

○総務課長（野口壮一君）　今、議員がおっしゃいましたように、指名願いの受付を今年の２月の期間にされていたと思います。その段階では、今言いましたように、最初、社長である本人と、それから２級の土木の施工管理技士をお持ちのお二人で指名願いは提出されて

いるというものでありました。

○11番（藤川博和君）　この工事です。7,000万円以上の場合は、監理技術者は常勤の正社員でないと監理できないと書かれておりますですね。だから、その常時雇われた日にちは、大体２月になって、正式にはいつですか。

○学校教育課長（西本和美君）　今の件ですけれども、7,000万円以上の建築一式の工事は、監理技術士ではなく、専任で置くのは主任技術者ということになっております。ですので、今、議員がお尋ねになっている監理技術者の配置は必須とはなっておりません。

○11番（藤川博和君）　今課長が言われた主任技術者及び監理技術者ですね、これを置かにゃいかんと。それなら、主任技術者は何ですか、誰ですか。

○総務課長（野口壮一君）　この入札の段階での指名願いの中からの主任技術者というのは社長であられる方です。10年以上の実務経験者も主任技術者になれるという規定になっております。

○11番（藤川博和君）　それと、主任技術者は土木、建築、どちらの実務経験者ですか。

○総務課長（野口壮一君）　建築の実務経験者ということになっております。

○11番（藤川博和君）　農政課（農業振興課）に聞きますけど、渡邉建設は土木ではある程度町の物件を納めておられますけれど、今、土木関係は技術者は何名、物件は何件ばかりあるとですか。渡邉建設の物件ですよ。

○農業振興課長（井上辰弥君）　お答えします。

事故繰越の工事で、今６件ございます。工期が12月24日までということになっております。

○11番（藤川博和君）　６件持っておられると、現場管理者は大体何名必要ですか。

○農業振興課長（井上辰弥君）　お答えします。

１名です。管理者でしょう。１名です。

○11番（藤川博和君）　管理者よ。

○農業振興課長（井上辰弥君）　失礼しました。現場代理人と兼ねることができるということで１名です。

○11番（藤川博和君）　すると、今、従業員の方が２名だったですね。１人は建築の関係、もう１人は土木ですね。すると、専任は誰ですか。

○総務課長（野口壮一君）　ちょっと確認させてもらいたいんですが、事業所における専任で

すか。はい、については、２級の土木施工管理技士をお持ちの方です。

○11番（藤川博和君）　経営審査です。経営審査に使用人が全部登録されているですね。この社長以外です、取締から何から。この使用人に登録される社員の、本採用としてされて、そしてそれが正式に技術者として登録されるのは何カ月からですか。何カ月はもって正式に登録されるんですか。

○総務課長（野口壮一君）　県の経営事項審査の基準においては６カ月以上の在籍が必要ということになっております。

○11番（藤川博和君）　６カ月ですね。そうすると、今採用されている１級技術者の人は２月というと、正式ではないということですね。それを確認しておきます。

○総務課長（野口壮一君）　経営事項審査については、毎年熊本県が実施される手続の中で、今回２月１日で新しい雇用者については、次回の経営事項審査の中に入ってくるという形になります。

○11番（藤川博和君）　確認ですけど、次回のとき初めて渡邉建設の社員として登録できるということですか。現在はどういう立場になられるとですか、そうなれば。

○総務課長（野口壮一君）　経営事項審査の中では、次回の中で技術者として掲載がされているというものになります。今日、今の段階ではあくまでも渡邉建設からの雇用社員ということで、先ほども申しましたように雇用保険、それから健康医療保険等も手続を終えて社員の１名ということで取扱いがなされている状態です。

○５番（田上英司君）　今のやり取りをずっと聞いておりまして、私が聞き間違いかなという感じもしますが、学校教育課長にお尋ねします。先ほど学校教育課長が答弁された中で、専門の方は、いりません、「主任及び」とおっしゃったように思いますけれども。「主任または」とおっしゃったですか。

○学校教育課長（西本和美君）　建築一式7,000万円以上の工事には、専任の主任技術者の配置、それだけで結構です。双方２人の配置ではなくて、専任の主任技術者の配置が必要ということです。

○７番（森田優二君）　いつもだったらあんまり気にしないんですけれども、今回は特に学校関係がタブレットでちょっとありましたので、そこらあたりに業者について、なかなか簡単に「はい、わかりました」というところは言えないので、ちょっとだけいいですか。質問をします。

結局、２月に一応従業員が入っているという話ですけれども、５月までの、要するに社会保険料とか何とか給料から引かれていると思います。そこらあたりの調査はしてありますか。おそらく今回のような質問が出るということはわかっていたと思います。そこらあたりはきちんとできておりますか。

○学校教育課長（西本和美君）　２月以降の給与明細を確認しております。健康保険料を引かれておられます。

失礼いたしました。社会保険料を引かれておられます。給与の支払いもあっております。

○７番（森田優二君）　社会保険料、それは毎月引かれているということですね。それと年金も、厚生年金もですね。

○学校教育課長（西本和美君）　はい。

○７番（森田優二君）　ということは、従業員として間違いないということですね。やはり、そこらあたりが一番心配だったのと、もう１つは、やはり今まで実績がなかなかない業者ということで、あとは学校、中学校ということで、工期が一番心配になってきます。そこらあたりは、もう私は正直言って、今まで何回も工期についてはやかましく言ってきました。そこらあたりは大丈夫か大丈夫でないか、まあ大丈夫というところしか返事がないと思いますけれども、きちっと管理していって、工期を間に合わせなければいけないと思いますけれども。そちらのほうは大丈夫ですね。

○学校教育課長（西本和美君）　こちらで監理をしていきたいと思います。監督をしていきたいと思っております。

○総務課長（野口壮一君）　今回の御船中学校のトイレ改修につきましては、学校教育課で工事の施工監理業務委託を予定しております。ですので、受注者である渡邉建設、それから監理業務を受けられるコンサルタント、それから町、３者の協議等によって工期内竣工を目指していくという形になります。

○７番（森田優二君）　もう１つだけ、落札率は何％ですか。

○学校教育課長（西本和美君）　92.9％です。

○１番（中城峯雄君）　最初、議員からこの会社は大丈夫ですかという質問がありましたが、「大丈夫です」ということですけれども、今聞いていると、だんだん誰でも危ないなという気になってきましたね。皆さん同感だと思いますよ。だって、この町の実績が、建築は

ありません。１年間の受注高が2,600万円と。それを今回３倍ぐらいの工事を受注されたんですよね。大規模な工事ではありません、トイレ改修だから。だから、やはり１年間で2,600万円の会社が１工事３倍の工事を請けて、稼働力は大丈夫かなと。今、技術者の話が出ました。技術者は、本当に資格審査を受けていますから、ちゃんと資格有持者がおると思いますけれども。また会社ができて、平成29年４月設立ということで、会社の設立から間もないということで、もろもろ考えると、非常に大丈夫かなという気になりましたが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君）　当初入札にかける時点から、どういうくくりで指名競争入札を行うかということで検討してまいりました。その中で、議員がおっしゃるように、7,000万円という工事ではありますが、建物も普通教室と特別教室と体育館、屋外と分かれております。また内容についても、建築、電気、機械と分かれておりますので、これまで大きな受注をされてなくても、工事可能ということで判断をいたしました。

○１番（中城峯雄君）　指名競争入札ですけれども、落札率は92.何％と今おっしゃいましたが、何社応札をされたんですか。

○学校教育課長（西本和美君）　応札されたのは８社です。

○２番（井藤はづき君）　今回、自動水洗になるということですけれども、停電時はどういうふうになるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（西本和美君）　基本的には停電時は使えなくなりますが、自動水洗をするところについては、その近くの手動水洗の有無を確認しております。近くに手動水洗がないところにおいては、一部、１つとか２つとか手動を残すような形としております。

○２番（井藤はづき君）　どういうタイプの自動水洗かによるんでしょうけど、停電時でも手動で操作ができるタイプのものもあるみたいなので、もしそういうのがありましたら、学校の先生とかに操作の仕方とかは周知されておくべきかなと思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君）　確認をしてお知らせしたいと思います。

○４番（福本　悟君）　１点のみ質疑をしたいと思います。実は、昨年の令和２年５月に庁舎のエレベーターの入札をされております。そのときは指名が町外の11社のみを指名されておりますが、今回は同じ予定価格が7,000万円の金額に対して、どのような基準でこの業者を指名されたのか、１点だけ伺います。

○学校教育課長（西本和美君）　さきに申しましたように、今回は、教室等と工事箇所が複数

にわたっていることと、工事が建築、電気、機械と分けたときに建築の部分のウエイトが高いこと、町内の業者でも受注可能ということで選定しております。もしこれが町内の業者では無理だという判断であれば、町外も含めたと思うんですけれども、今回につきましては、町内の業者でも受注が可能ということで、行っております。

○４番（福本　悟君）　最後の確認です。今回は町内の業者ということですが、全てが町内の業者を指名したということですか。

○学校教育課長（西本和美君）　はい。町に指名願いが出ている町内の建築業全ての業者です。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第４号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第10　議案第５号　町道の路線認定について

○議長（池田浩二君）　日程第10、議案第５号、「町道の路線認定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　ここは陳情にもなっておりました路線認定だと思います。１から３、２、３、４を通ってＬ字型に認定をされておりますが、この３から西往還のほうに通る道路、これについては、町道として認定されておりません。このようなＬ字型の認定となった理由を御説明いただきたいということと、このＬ字型の町道と認定されていない部分です。ここに面して、町営住宅が建っています。公道、町道ですとか県道に接していないところに、これまで御船町では町営住宅が建設されてきたのか、そのようなところがあるのかどうか、それについても併せて答弁願います。

○建設課長（島田誠也君）　まず１点目の、Ｌ字型での町道認定となった経緯というところでございます。地震前の平成28年４月に、この図で行きますと、まっすぐ西往還のほうに抜ける道路で、町道編入の陳情が上がっております。その際の審議の中では、道路幅員が４メートルを満たしていない箇所があるということと、地元の協議がまだされていないということで、不採択ということになっております。

その後、令和２年10月に改めて、このＬ字型での町道認定の、町道にしてほしいということでの陳情が上がりまして、３月の議会において、委員会の結果としては採択という結論が出されております。全て４メートルを満たす道路でつながるということと、公道と公道を結ぶ路線となるということで、このＬ字型での町道認定という形で提案をさせていただくところになります。

それから、町道認定をしない、３番の地点から西往還のバス停ですか、自動車学校の前の通りのほうに抜ける、一部狭い道路が入っている部分につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、町営住宅が、単独住宅のほうがございます。町の中の町営住宅で、町道とか県道とか国道とかに面していない住宅があるかということですが、一部面していないことから、位置指定道路とかを入れて住宅を建てている、滝川の団地になりますが、そういったところもございます。今回の場合は、前面道路が町道ではありません。認定はしませんが、建築基準法上の１項３号道路ということで、都市計画法の以前から４メートルは確保されている道路であるということで、土地改良区のほうの証明がありまして、県が認めている道路ということで、今後、町営住宅あたりを増改築したりする場合の建築確認等、そういった手続としては問題ないということを確認をしております。

ちなみに、３メートル部分が一部倉庫の住宅の間が一部３メートル部分が残っているんですが、そちらは建築基準法上の２項道路という位置づけはしてありません。つまり、建築基準法上の道路とはみなさない道路でありまして、今後両サイドの建物が改修をされる場合でも、引いて建てたりということをしなくても、それぞれの２つの区画が、前面が町道に面している関係上接道が取れるということで、今後ここで建物を改修することによって広がる見込みは今のところはないという状態となっております。

○９番（福永　啓君）　こちらの手前の倉庫とこの家です。これはもう既に町道に面しているということで、これはこの間は２項道路というのは今のところはされていないということですね。

そして、この先からこの間、この短い間なんですが、ここが１項３号道路になっていることにより、町道に指定されていなくても開発等の行為、建設とか、それについては一切問題はないということでよろしいですね。それと、この維持管理ですが、これは一体的に維持管理するということを、町営住宅の前を通る町道と、ここの維持管理は町が一体的に維持管理すると考えてよろしいのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君）　今回、町道認定はいたしませんが、土地改良区からその部分についても町に譲与という形で受け入れることとなっております。管理につきましても、町で管理をしていくという道路になるということになります。

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第５号、「町道の路線認定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第11　議案第６号　令和３年度御船町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（池田浩二君）　日程第11、議案第６号、「令和３年度御船町一般会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　まず、予算説明書のほうでお願いします。今回、この全体で見ますと、コロナ対策が主だと思いますが、その他のところで、ふるさと納税から使っているのがあるのですが、今、これまでもたくさん出ておりました。ふるさと納税というのは、使うのにどんな、何か規定とかはあるのですか。こういうものにもふるさと納税というのは使われるとか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

ふるさと納税の寄附金につきましては、納税者の意向に基づきまして町の事業に充当

するものであります。ですので、町が予算化した部分に関しましては、全ての事業に対しまして、これは充当ができるということですので、町としましては、当初予算の編成と補正予算に係る事業、こういうのになるべく活用していきたいと考えております。

○10番（田上　忍君）　それはわかります。全体の中で、こういう経費というか、この事業についてはふるさと納税を使うとか、ふるさと納税を使う事業というか、何かそういう区分けというのはあるんですか。もう何でもかんでも、ああ、これがいいや、このときは使おうかとか、そういう感じですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

維持管理、経常的経費にはふるさと納税はなるべく使わなくて、政策的経費とか、町の単独事業、そのあたりにふるさと納税を充当、活用していきたいと考えています。

○10番（田上　忍君）　わかりました。これからも見ていきたいと思います。

まず説明書の７ページです。ここに備品購入費があります。オゾン除菌器とあるんですが、金額でいうと、ここにこう安いなと思うのですが、これだけの金額の機械で何ができるのかというところ、もう少し高いのを買わなくていいのかというところを質問します。

○福祉課長（西橋静香君）　お答えします。

介護予防を実施する公民館等の感染予防のために、感染症対策用オゾン除菌器を購入するものです。オゾンの効果で除菌、消臭、ウイルス除去の効果が期待できるものです。20畳までの空間に対応するものです。定期的な消耗品交換がなく、公民館において管理が容易にできるものを予算化しました。

オゾンにはウイルスを抑制する効果がありますが、感染の予防を保障するものではありません。これまでの感染対策を十分に行うことを基本にして実施をする予定です。

○10番（田上　忍君）　だから、最後に聞きたかったのは、この金額の、このレベルの装置で大丈夫なのだろうかということです。もう１つワンランク上のを買わなくてよかっですかということを聞きたかったのですが。

○福祉課長（西橋静香君）　いろいろ検討した結果、20畳までの空間に対応するもので、これで対応していきたいと考えました。

○10番（田上　忍君）　だから、これで大丈夫というのを、これを言えるんですかと。購入しますというのはわかりますよ、購入しますというのは。だから、この機械で大丈夫なのだというのを、それは言い切れるんですか。

○福祉課長（西橋静香君）　製品化されたものであって、ウイルス対策の試験にも、減少が確認されている商品でしたので、大丈夫かと思います。

○10番（田上　忍君）　だと思うでなくて、大丈夫ですとはなぜ言えんとですか。

○福祉課長（西橋静香君）　一応最後に述べたように、オゾンにはウイルスを抑制する効果があります。感染予防を保障するものではないので、これまでどおりの感染対策を十分に行うことを基本にして設置をしていきたいと思います。

○10番（田上　忍君）　何か、じゃあもう、町としてはこれで大丈夫と思うからこれを購入しますということでいいんでしょう。もういいです。はい。次行きます。

次は、８ページ、町民憩の家の改修が入っていますが、これはどういう改修なのですか。

○福祉課長（西橋静香君）　４月よりシルバー人材センターの事務所が町民憩の家のホールの一部を貸し出しして、移設されました。現在の照明数は２カ所で、事務所の部分の照明が暗く、事務に支障があるために事務室照明改修工事の補正を行うものです。

○10番（田上　忍君）　わかりました。ほかのところも全体を見たんですが、この町民憩の家については、コロナ対策はなされていないような気がしますが、その点はいかがですか。

○福祉課長（西橋静香君）　お答えします。

昨年度、感染症予防対策補助金を活用して、感染症の消耗品などは配布しております。また、シルバー人材センターの感染症予防対策補助金を昨年度支給をしております。事務所移転に合わせて、年度末に支給しており、空気清浄器、非接触型体温計、救急セット、スリッパ、マスク、除菌シートなどの購入をされております。

○10番（田上　忍君）　すると、コロナ対策はやっているということでよろしいですか。

○福祉課長（西橋静香君）　はい、やっております。

○10番（田上　忍君）　次に10ページですが、いろいろな施設に20万円ということで支給されるんですけど、この20万円の使い道は何か縛りつけというのか、あるのでしょうか。

○こども未来課長（沖　勝久君）　失礼しました。お答えします。

今回の児童施設感染症対策事業補助金につきましては、各施設の利用実態に合わせて柔軟に活用してもらうよう、今回補助金という形で支出をしております。

○10番（田上　忍君）　ということは、それぞれの施設がコロナ対策という名目であれば、どんなふうに使ってもいいということでいいんですか。

○こども未来課長（沖　勝久君）　お答えします。

今回の補助金につきましては、基本的に議員のおっしゃるとおりですけれども、こちらで想定しておりますのは、隔離スペースを確保するためのパーティションであったり、空気清浄器などの備品購入また換気対策などしていただくための施設の利用を想定しているところです。

○10番（田上　忍君）　では次、まず11ページと12ページに、公立保育園またはその保育のコロナ対策の金額が出ておりますが、私立については、今説明があったように20万円、かなり金額に差があるんですが、このあたりは何か、意図はあるのですか。

○こども未来課長（沖　勝久君）　お答えします。

今回の公立保育園の改修費用等を計上しております。私立保育所につきましては、施設を改修する場合には直接国との間で補助がもらえるかの制度がございます。公立保育園につきましては、そういった部分の補助制度はございませんので、今回町立保育園についてはそういった形での予算計上となっております。

○10番（田上　忍君）　はい、わかりました。続いて17ページですが、これは検査キットを準備するということですけれども、この検査キットはどのような人に使うのですか。町民の方が、「ちょっと私ももしかしたらと思ってちょっと検査してよ」とか、そういうのに使えるのかどうか。その点をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

あくまでも、公共施設等での町職員の感染予防対策として今回検査キットを購入しております。

○10番（田上　忍君）　よく理解できないんですが。職員が使うのですか。どういう人が使うんですか。職員といっても何人もおんなはるでしょう。どういう状態のときに使うのか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　一応全職員と公共施設、保育園とか幼稚園、保育園がありますので、その職員に対して、最近、クラスターの発生も心配されましたので、職員の業務に支障がない程度、内として、そして発熱とかという心配でも、なかなかＰＣＲ検査が保健所で受けさせていただけません。その前の事前検査ということで、このキットを準備させていただきました。

○10番（田上　忍君）　という職員用で、では一般の住民の方には使えない。町長、そういうことでいいんですか。

○町長（藤木正幸君）　基本的には、そういった形ですけれども、購入する一番の目的は、これはクラスターを防止するためということです。ですから、職員もそうですけれども、学校で出たときに、学校の生徒たちに使うかもしれないし、役場の職員が使うかもしれないし、保育所でも使うかもしれません。その辺はわかりません。クラスターが起こらないように、必要なときに私たち公の場で増えたときに使いたいと思っております。

民間は民間で、そういった制度というのは、先ほどもありましたけれども、民間は民間で用意するべきものと考えております。

○10番（田上　忍君）　ということは、職員プラス、本来はそういう公立の場所でクラスターが発生したときに、そこに例えば職員でない方がいたとしたら、その方にも使うよということで理解してよろしいですか。

○町長（藤木正幸君）　クラスター発生を抑えるために使っていきたいと思います。

○10番（田上　忍君）　はい、わかりました。もうちょっと、19ページに時間外手当かなり高額なのが出ておりますけれども、普通民間であれば土曜・日曜に出た場合には代休等とかを取るとかと思うんですけれども、その辺は、このコロナ対策でいろいろワクチン接種で土・日出勤があるかと思うんですが、代休等は取られているのでしょうか。

そして、時間外手当とあるんですけれども、１人で今までにマックスどれぐらい時間外をされているか。その辺を教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

時間外につきましては、土・日の勤務につきましても時間外、ただ、ワクチンチーム、２月から７名の職員が日々土・日も出ておりますので、５月につきましては、150時間を過ぎて勤務しておりますので、それについては、今後代休等も取らせて、今月からやって、健康状態に関してやっていくものです。

○10番（田上　忍君）　今、150時間ぐらいというのがありましたが、今回コロナ対策というか、コロナということで、緊急時ということで仕方ないところもあるかと思うのですが、通常は大体マックスは残業、時間外というのはどれぐらいを見込んでいるというか、皆さんやっているのか。

○総務課長（野口壮一君）　町で勤務時間条例というのを定めています。通常業務においては、月に40時間以内にとどまるような規定がされます。今回のようなコロナ対策等について、特例業務というような位置づけがありますので、これは任命権者の命令によって従事をす

るというような業務については、この限りでないという規定になっております。

○10番（田上　忍君）　ということは町長命令でやっているということでよろしいですか。

○総務課長（野口壮一君）　今回のコロナワクチン接種については、今議員がおっしゃったような扱いということになります。

○10番（田上　忍君）　ではもう１点、19ページの下のほうに、スポーツセンターの使用期間を延長ということであるんですが、これは当初課長の説明でいくと、たしか７月、８月あたりは避難所としてスポーツセンターは使うからワクチン接種は別なところでやるよという説明があったかと思いますけれども、このあたり、今、最初の説明と変わってきたことがあれば、説明をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

当初、２月から開始しまして、５月15日から高齢者接種が始まりまして、計画では６月いっぱいまでにスポーツセンターで行いまして、７月から雨期に入りますので、避難場所としての確保もどうしても必要だという話がありまして、第２分庁でする予定でした。日々、重ねながら接種を行うに連れまして、国のワクチンの供給のほうが確定してまいりまして、国も11月とか、いろいろ国からの指示が日々変わってきております。

今、スポーツセンターでここ１カ月をやりまして、スムーズに今順調にいっています関係上、ぜひスポーツセンターで集団接種を行って、スピーディにやりたいということで、２月までスポーツセンターのほうにお願いしまして、指定管理者であるＹＭＣＡと打合せ等しまして、そこを今押さえて、予算化しているところです。

○10番（田上　忍君）　ということは、避難所として当初考えていたけれども、ワクチン接種を優先するよということで聞きましたが、ではもしも避難所が必要になった場合というのは、どう考えているんですか、あそこは。

○総務課長（野口壮一君）　今、スポーツセンターがコロナワクチン接種会場になっていることにより、一応一時避難所を通して、御船小学校のほうと協議をしまして、小学校の体育館に避難所を設けたという経緯であります。

○10番（田上　忍君）　はい、わかりました。すみません、あと２点です。21ページ、担い手づくりということで予算が出ております。これの説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君）　お答えします。

こちらにつきましては、補正理由にありますように、事業採択、こちらは農業用機械

導入に伴います増額補正となっております。対象者が農業者２経営体、事業費が1,720万535円、これは消費税込みです。こちらが国庫補助ということで、補助率が各機種ごとに30％ということで、455万3,000円を補正予算で計上しております。補助の残額については、融資を受けるという制度となっておりまして、事業の中身につきましては、１経営体の部分が田植え機８条、籾すり機、選別機、こちらの田植え機につきましては、ＧＰＳ付の田植え機、もう１個の経営体が田植え機６条、それと農薬の空中散布用のドローン１基が事業となっております。こちらにつきましては、歳入予算説明書４ページの担い手づくり支援交付金事業455万3,000円を充当しております。

○10番（田上　忍君）　すると、ここに機械のドローンが入っていますけれども、これは大体金額的に幾らぐらいするものですか。

○農業振興課長（井上辰弥君）　お答えします。

今回の事業での導入は約340万円です。

○10番（田上　忍君）　結構いいものなんですね。

最後になります。44ページ、45ページあたりに、恐竜博物館関係がありますが、１時間当たりの入場制限をするということですけれども、大体その入場制限というのは、大体何人を見込んでいるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

時間当たり大体200人を見込んでおります。

○10番（田上　忍君）　わかりました。あと、キャッシュレスということであるんですけど、キャッシュレスといったら、まずいろいろありますが、今一般向けに使われているもののほとんどが使えるのでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君）　お答えします。

キャッシュレスにつきましては、電子マネー、それからクレジットカード、ＱＲコードを使えるようにしております。

○10番（田上　忍君）　何とかペイとかいっぱいありますけれども、こういうものは全部使えるものなのですか、ほとんど。

○社会教育課長（緒方良成君）　このＱＲコードというのが、よく宣伝なんかで言われるペイですね。ペイになります。ほとんどが対応になります。

○10番（田上　忍君）　はい、わかりました。

○議長（池田浩二君）　お知らせします。本日の会議は午後１時より再開します。

これより全員協議会を行いますので、議員の皆さんは11時25分より審議会室にお集まりください。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１１時１５分　休　憩

午後　１時００分　再　開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第６号、「令和３年度御船町一般会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○１番（中城峯雄君）　全般的なことでお尋ねいたします。

今回の地方創生臨時交付金として１億4,000万円の交付を受けておりますけれども、今回どのような基準で１億4,000万円の交付を受けたのか。また、全て１億4,000万円は予算化されておりますけれども、各担当で実行計画書がありますけれども、そのやり方はどのような形で、この予算を配分されたのか、そのことについてお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　まず、地方創生臨時交付金はどのような基準のもとで予算化したのかについて、お答えします。

現在、この予算化するときに、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、本県におきましてもクラスターが発生し、毎日大体100人程度の感染者が発生しておりました。このような中に、国はワクチン接種を最優先として国の100％補助によりまして自治体に要請をかけております。

本町も、ワクチン接種を最優先課題ととらえまして、全庁挙げて取り組んでいる状況でありました。今回の地方創生臨時交付金は、ワクチン接種以外で、国や県において手が届かない部分を町が独自の支援を行うことを目的に予算化しております。今回予算化するに当たりまして、各種団体、企業、等あたりのヒアリングを行っております。そして、その企業において、やはりコロナの影響で収益が減少したり赤字が増えたりとか、そういうところに町としまして支援をするということで、今回そういうので予算化をしております。

○１番（中城峯雄君）　１億4,000万円は、受けられる基準というのはあるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　今回、第３弾ということで１億4,000万円、御船町に交付限度額として示されました。ですので、今回の補正には、その１億4,000万円全ての交付金を予算化しております。

○１番（中城峯雄君）　全て予算化されているのは、一覧表でわかりますけどね。私が聞きたかったのは、１億4,000万円を県が、国が御船町に１億4,000万円上げますという基準は何を根拠にされておるか。されておるかというのを聞きたかったんです。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　今回、全ての市町村、自治体に対しまして、地方創生臨時交付金が交付されています。その中で、御船町には、先ほど言いましたように１億4,000万円を。これが人口とか、感染症の影響とか、発生状況とか、そのあたりを勘案されて、御船町に１億4,000万円という基準で交付されています。

○１番（中城峯雄君）　はい、わかりました。そうことですね。それと、交付金全体１億4,000万円のこういう実施計画書を見ますと55％、7,800万円がプレミアム商品券補助事業ということですけれども、これは商工会が販売するということですが、１世帯5,000円を２冊、１万円、これを１万5,000円まで使えますということですけれども、１世帯5,000円を２冊が、これは限定でしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

今回の商品券事業につきましては、議員御指摘のとおり事業主体は御船町商工会となっています。また、商品券の種類につきましても、全ての登録店で使用はできます共通券と、小規模店舗のみで使用ができる小規模店舗限定券の２種類を発行いたします。券のプレミアム率についてもおっしゃるように１万5,000円のものを２種類御用意したということです。

○１番（中城峯雄君）　はい、わかりました。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○４番（福本　悟君）　２点について伺います。

まず、歳入の予算説明書の４ページになります。今回の繰入金として、財政調整基金の繰入金として約6,300万円程度上がっていますが、この補正後の財政調整基金の残高といいますか、また、令和２年度の決算が上がっていませんけれども、大体予定としては幾らぐらいになるでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　財政調整基金の残高ということだと思います。まず、令和２

年度末の財政調整基金の残高が10億8,685万8,000円であります。今回、この6,394万5,000円を取り崩しておりますので、残りの残高が10億2,291万3,000円になります。

○４番（福本　悟君）　わかりました。あと１点について伺います。

歳出の予算説明書の24ページ、25ページになります。先ほど中城議員からもありましたように、このプレミアム商品券について伺わせていただきます。この予算説明書を見ますと、実施主体は御船町商工会というところでなっています。ただし、この24ページを見ますと、この通信運搬費とかが予算化されていますので、実際のところ、どこが主体なのか。商工会が主体で動かれているのか、町が主体として動かれて、一部を商工会に回す。今回は補助金ですのでそういう管理をされているのか、それがわかりませんので、この１点について伺います。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えします。

今回、補助事業で行われますので、事業主体については、先ほど申しましたとおり、御船町商工会であります。ただ、商工会が行うもの、業務、事業としましては、換金それから販売、そういったものでございます。今回全世帯に１冊ずつ購入をしていただくよう準備をさせていただくものでありますので、そういった購入が円滑に進むような購入引換券等の発送、そういったものについては行政側で行うという役割分担でございます。

○４番（福本　悟君）　ただ今の説明はわかりました。ただ、これを商工会が実施されるのであれば、一括して商工会に、例えば委託するとか、全額補助金で出すとか、そういう考え、検討はなされなかったのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

検討については、これまでプレミアム商品券事業については、委託の形それから補助事業の形、様々とやってまいりました。これまでの実績を踏まえまして、現在のやり方が一番効率的ではないかという結論に至りまして、こういう手法を選んだところです。委託した場合については、住民の方の住所の取扱いであったり、そういったものを整理する必要がございますので、今回については、こちらで整理をさせていただきました。

○３番（宮川一幸君）　３点ほどお伺いします。まず、予算説明書の歳出の５ページです。一番最後の委託料ですが、理由が、国の要綱の一部改正に伴う増額という形で書いてあるんですが、どういったことが変更になって改正になったのか、説明をお願いします。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

国で個人番号カード交付事務費補助金交付要綱というのを作られております。今回、こちらの要綱の中で、別紙１というものがございまして、個人番号カード交付関係の経費について記されておりまして、こちらのこの補助金につきましては、令和元年９月から令和３年３月末までにかかる経費に限るという注釈が付いておりました。今回、改正がされまして、この注釈文言を削除されまして、３月末以降も補助金として使えるような形になりました。そのことが、この一部改正ということになります。

また、令和３年度に入りましてから、４月以降、マイナンバーカードの交付が相当数交付される方がいらっしゃいまして、今現在、登録端末が１台で稼働をしておりますが、先ほど話しましたように、交付者数の増によりまして、どうしてももう１台必要になってきたというところになって、今回補助金の対象でもございますので、補正で増額をさせていただいたところです。

なお、この記載につきまして、ちょっとわかりにくい記載になっておりますので、今後はわかりやすい記載に改めていきたいと思います。

○３番（宮川一幸君）　はい、わかりました。では続いて、説明書の19ページから20ページのところです。ワクチン接種によるスポーツセンターで空調関係の設置予算を上げてありますが、このリースで、20ページのところで1,700万円ぐらいのクーラーのリースが設置してありますが、これについては、どういったものを設置されるのか、説明をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

クーラーの設置につきましては、前回の熊本地震震災時の避難所運営で携わっておりましたクーラーを計画しております。急きょ予算の関係上、その予算を参考に経費を計上しております。

○３番（宮川一幸君）　これについては、災害当時私が担当したものなのですが、金額が、これは多分ダクト全体を冷やすような形のたしか予算だったかと思います。高圧の電気代も100万位計上してあるんですが、結局これでは冷えなかったので、追加で空調を、後でまた10台ぐらい入れたような記憶があります。今回、ワクチン接種、アリーナについては、アリーナを半分ぐらいしか使っておりませんので、できれば下のほうに直接それを囲むような空調をすれば、ここまで金額はかからないんじゃないかなと思いますので、もう一度検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、31ページです。避難所の倉庫が５カ所という形で予算を計上してあります。

前に防災関係で、避難所関係の倉庫は大体全部完備されたと思うのですが、今回５カ所はどこに整備をされるのか、説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君）　今回の倉庫の備品倉庫ということで５カ所を予定しております。いわゆるコロナの対策のために室内テントを買ったり、マットを完備したりします。そういう用具を入れる倉庫として準備するものです。５カ所の内訳としまして、七滝中央小学校、木倉小学校、高木小学校、小坂小学校、それから今のところ滝尾は別のところで今協議中なんですけれども、そこの滝尾にも１カ所ということでしております。

主に、体育館が避難所になるわけですけれども、子供たちの教育に、中のほうに入れていたら教育に支障があるだろうということで、外に倉庫を設けさせていただいて、こういうコロナ対策の備品類をそこにしまってしまうという対応であります。

○12番（清水　聖君）　説明書の27ページ、暗い北田代トンネルが何か明るくなるみたいで、それは、ＬＥＤに替えられるのでしょうか。それとも、そのままの電球を付けられるのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君）　お答えします。

以前より北田代トンネルの照明が暗いということで上がっておりましたが、今回交換ですが、球切れの部分を同じ電球に取り替えるという作業になります。ＬＥＤ化も検討しましたが、かなりの費用がかかりますので、補助制度等を検討しながら、行く行くはＬＥＤ化にやっていきたいと思っております。

○２番（井藤はづき君）　それでは何点かあるんですけれど、今の北田代トンネルのところでもう１つ質問します。こちらで、電気代の補正でしたよね。電気料金が増額補正となっているんですけれど、それは今球切れ状態になっている金額で、当初予算を組まれたというところで、今回、修理して電気がつくようになるから、そういう電気代が増えるということの認識でよろしいですか。

○建設課長（島田誠也君）　議員の認識どおりで結構です。

○２番（井藤はづき君）　あまりにも長いこと切れていたから、それが当たり前になってしまっていたというところかなと思います。

次に進みますけど、歳入の予算説明書の３ページに、ひとり親世帯の生活支援給付金とあるんですけれど、この説明をお願いします。

○こども未来課長（沖　勝久君）　お答えします。

ひとり親世帯への生活支援給付金ということですけれども、新型コロナウイルス感染症によります影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業とか収入減少の中で子育ての負担を担わなければならない低所得者のひとり親世帯に対して、手厚い支援を行うという観点から、今回の特別給付金の支給となりました。

○２番（井藤はづき君）　そうしますと、また新たにひとり親世帯に向けて幾らかの給付金を出すというのではなくて、支援を手厚くするために体制を整えるという状態になるのですか。

○こども未来課長（沖　勝久君）　お答えします。

ひとり親世帯の給付金につきましては、５月11日に熊本県から児童扶養手当受給世帯のほうに支給されております。今回、予算に計上しておりますのは、児童扶養手当の受給世帯以外でひとり親世帯であって、所得の急激な減少とかに対応する分の事務費ということで、16万6,000円を計上しているところです。

○２番（井藤はづき君）　はい、わかりました。次、４ページですけれど、新型コロナワクチンのところで、事業変更に伴う増額とあるんですけれど、この事業変更について説明をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

これは、スポーツセンターでの集団接種の会場を２月まで延長しましたので、その事業費となります。

○２番（井藤はづき君）　はい、わかりました。次、歳出予算説明書の１ページに、熊本県への派遣職員駐車場使用料とあるんですけれども、これについて、説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君）　これは地方自治法の252条の17の規定により、熊本県と町との人事交流をやっております。県と町との連携の強化と職員の資質向上を図るものになります。既に、熊本県の職員がうちの環境保全課の審議員として、今、下水道事業の業務に対応していただいております。

町からは県の総務部の市町村課市町村税務局に派遣をしております。地方財政制度それから地方交付税制度の専門的な知識講習を得るために、１人派遣をしております。もう１人が、これは自主的な研修になりますけど、熊本県の職員研修の取扱要項というものがありまして、県の県政の情報文書課に、公文書の基礎的知識、それから法制執務を研修させていただきたいということで、職員を１人派遣しております。２人分の駐車場の使用料

ということで、10カ月分になっているんですけど、２カ月分については、当初の予算の中で一応対応していますので、残りの10カ月分について、今回補正をさせていただいているというところです。

○２番（井藤はづき君）　当初では２カ月分で、今回10カ月分を増額したということですけれど、それは変更になったということですか。

○総務課長（野口壮一君）　当初予算は、派遣職員のための駐車場ではなくて、普通の会議とか、そういうために駐車場の使用料を予定していたんですけど、まず、２カ月についてはこちらのほうから出す、変えてるというような状態です。

○２番（井藤はづき君）　そうしましたら、この職員２名を派遣するということは、当初の頃から決まっていたわけではないんですか。その自治法にのっとっての派遣だと思うのですけど、それだったら、当初から派遣することは決まっていたんではないのかなと思ったので、質問しました。

○総務課長（野口壮一君）　今、議員がおっしゃるように、令和２年度末ぐらいから協議はなされていたところですけど、今回のこの派遣職員の駐車場料金について、当初予算に漏れていたということです。

○２番（井藤はづき君）　はい、わかりました。次、18ページです。こちらにフッ化物塗布の予算が出ていますが、これは、集団から個別になったという説明ですけれども、これは小学校の集団が個別になったという認識でよろしかったでしょうか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　この対象者は１歳から４歳までの幼児ということで、幼児の虫歯予防に対して行っているものです。以前は予約制でやっていたんですけれども、コロナ感染対策で個別のほうで受診していただきまして、３カ月に１回はしたほうがという意見がありますので、その対応に参加しております。

○２番（井藤はづき君）　だけど、予約制だったのが個別になったとおっしゃったんですけど、この予約制がわからなかったので説明をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　健診等で１歳４カ月と６カ月とありますけれども、基本的には予約制で、これは強制ではありませんので、予約を受けて、保健センターで行っていたものを、コロナ禍の中で密を避けるために個別で、歯科医のほうにお願いしまして、これを事業化したものです。

○２番（井藤はづき君）　はい、わかりました。次、19ページに、先ほどスポーツセンターで

のワクチン接種の件が出ていたんですけれども、こちらに物品のリース料というのがあるんですけれども、これは期間が長くなるから追加ということだろうと思うんですが、どういった物品があるのかを教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　スポーツセンターに今、会場を見ていただくとありますけれども、現在ラバーシート、それとパーティションあたりを今、高齢者の接種に安全を期すためにやっております。その備品関係を計上しております。

○２番（井藤はづき君）　はい、わかりました。次、24ページです。飲食店応援チケットというものがありますけれど、こちらについて、説明をお願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君）　御説明いたします。

この事業につきましては、町内で飲食を提供する店舗で使える500円６枚つづりの3,000円のチケットを全世帯へ１冊ずつ配布することで、コロナ禍により大きな影響を受けていらっしゃる町内飲食店等を支援することを目的に実施するものです。

今回対象とする飲食店の種類につきましても、店内の飲食等を提供される店舗のみならず、デリバリー、テイクアウト、仕出しなど、広く設定したいと考えています。

○２番（井藤はづき君）　500円単位なんですね、わかりました。それともう１つ、対面接客事業者感染症対策支援金補助金というものがありますけれど、こちらについても説明をお願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君）　説明いたします。

当事業につきましては、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を活用して、対面での接客を伴うあらゆる事業者が行うアクリル板、CO^2 濃度計など、備品等の購入費を最大10万円補助する事業であります。これまで、町としましても実施してきておりました飲食店の支援に加え、小売店、宿泊施設、理容店、美容院、施術所などを対象とすることとしております。

また、対面での接客を伴う事業者ということで、今回新たにタクシーというものも対象とすることとしております。

○２番（井藤はづき君）　わかりました。最後です。32ページです。ここに修学旅行のキャンセル料があり、説明文の中に、中止が見込まれるためとあるんですが、中止を見込まれているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君）　中止した場合に対応するためということです。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　まず、10ページです。先ほど、田上議員からも質問がありましたが、学童クラブ、私立保育所、子ども園等々、これに関してはちょっとわからなかった点があったので、お聞きいたします。基本的に何に使うかは、それぞれの事業所等が考えて使うということだったんですが、想定しているものは感染に対してこんなものであるということだったんですが、そこは、事業所としてどのように判断すれば、例えば事業所としてコロナ対策という、言い訳が立つようなものであれば、事業所は自由にこれはコロナ対策ですよということで判断で使えるとか、それとも使うときに、申請か何かをして、これは使っていいですかとか、そういうことが必要になる性格のものなのか、そのあたりをいま一度正確にお願いします。

○こども未来課長（沖　勝久君）　お答えします。

各施設の利用につきましては、柔軟に活用してもらう形で、このような補助金を設定させていただいております。もちろん、先ほどお答えしましたとおり、想定している使い方については、パーティションであったり空気清浄器などの備品購入、また換気対策などで網戸を付けられる修繕費用なども考えているところです。

使い方につきましては、事前にお伺いをしていただくというよりも、どちらかというと、終わった後、事業実績でしっかり見させていただいて判断させていただくという形になります。

○９番（福永　啓君）　ですから、コロナ対策として、きちっと説明がつく範囲のものであれば、利用するのは各事業所で判断して使って構わないということでよろしいですか。

○こども未来課長（沖　勝久君）　お答えします。

そのような認識でいただいて結構かと思います。

○９番（福永　啓君）　はい、わかりました。それと、次に行きます。ここのコロナウイルス感染症対策の臨時交付金に係る実施計画書の９番、先ほどちょっと話題になりましたけど、抗原検査キット、これですが、過去にもニュースで国から抗原検査キットを活用し、市町村から業者に配布して、検査の拡大をしていくという発表がありました。ちょっと前だったですか。それに関するものなのか、そうではなくて、町として独自にこの補助金の中で考えて、これは必要と思ってやったものなのか、これはどちらになりますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　先ほど町長も述べましたように、クラスターの発生に

伴い、基本的に感染予防対策で、この抗体と抗原検査というのは、抗原検査は大体15分で陽性、陰性が、これはあまり定かではありませんけれども、その結果が出るというところで、その結果を踏まえて病院と保健所等の対応をしていただきたいということで、このキットを準備しております。

○９番（福永　啓君）　私がお聞きしたのは、これはニュースとかで国が記者会見でもおっしゃったんですが。国として、抗原検査キットを配布して、検査の拡充を図りたいということを国の分科会とかで新しい方針として発表されているんです。その方針に基づいた国の施策としてこれを買ったのか、買うお金が来たので買ったのか、それとも、個々のコロナウイルス感染対策の臨時交付金があるから、町が必要だと思ったので、町の施策としてこれを買ったのか、このどちらですかということですが。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

今、福永議員がおっしゃいましたように、私も報道で見ました。これはいいなということで、町独自でこれは進めていってはどうかと思って、私が今回のコロナ対策の臨時交付金を活用して感染対策に努めていきたいと考えています。

○９番（福永　啓君）　ですから、課長、私がお聞きしているのは、補正後は抗原検査キットを使って感染の検査を拡大していきたいということを実際におっしゃっていましたよね。そういうのを活用していきたいと。その施策として行われたものか、それとも、これは町の独自の施策として、この臨時交付金を使ってやったものなのかどうか。そのどちらですかということを、わかってますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　先ほど言いましたけど、私も見まして、国が進めているということでありますけれども、個々は市町村のやり方が違うと思いますので、ただ、この抗原検査のやり方はいいと判断しまして、その交付金を使って今やっているところです。

○９番（福永　啓君）　町がですね。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　はい。

○９番（福永　啓君）　町がやったと。国として、別にこれにしてくださいよというふうに予算が来て、これ専属のものが来てやったわけではないと理解してよろしいですね。はい。

次、プレミアム商品券についてです。これについては、いくつか質疑答弁あったんですが、ちょっとわかりにくかったので、もっと簡単に、どのように一般の方が、これはニ

ュースでもあってましたよね、テレビ、新聞にもプレミアム商品券ですとか、飲食店応援チケット。これにつきましては、プレミアム商品券はさっき言ったみたいに、何か交換金みたいなことをすると。前みたいに、これを持ってどこかに行って買わなければならないのか、１人幾らまで買えるとか、どこに行ったら買えるとか。そして、それが余ったものはどうするとか。そういう、細かい計画等を、簡単にわかりやすく、よろしくお願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

今回の商品券につきましては、原則的に、昨年度実施しました第２回目を踏襲してございます。変わった点とすれば、共通券、要は全店舗で使える共通券を１万3,000円から１万5,000円に拡充したということになります。今回、余分に全世帯１冊ずつ、両券とも１冊ずつ、基本的には付与という形になりますので、前回、第２弾のように、余分に発行するということはございません。ですので、基本的には、全世帯が購入していただいた場合については残はないという考え方でございます。

再販売の考え方ですけれども、基本的には、今回たてつけとしては、全ての世帯に購入がいただけるのであれば、残は発生しませんので、現時点では再販売は考えておりません。また、残が生じた場合についても、購入を希望される方の分を御用意できないというものがはっきりしてございますので、現時点では再販売を考えていないということです。

また、購入できる場所については、御船町商工会ということで考えておりますが、今回再販売は考えていないということで、できるだけ、その引換券で販売がうまくいくように、購入がしやすいような環境を作り出すようを、今商工会と協議中でございます。例としましては、これまでの中山間地区の販売に加えまして、販売期間を延長する。また、郵便局で販売をする。また、販売日を増やすなどの施策を講じながら、できるだけ全世帯に購入していただけるように今調整をしているところです。

○９番（福永　啓君）　はい、よくわかりました。あと、飲食とか、そういう応援チケットについても、そのような感じですね。じゃあ、これはどうやって手に入るんだと、自動的にガバッと送ってくるのかと。それも送ってくるのだったら100％いけるんですが、例えば購入とか、どこかに引き下ろしに行くわけだったら、これはどんなに、さっきのもそうですけどね、100％はないんですよ。余るんです、必ず。その場合にはどうするのかとかですね。飲食店チケット、についてもわかりやすい概要の説明をお願いいたします。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

この飲食店チケットにつきましては、先ほど説明したように、コロナ禍で影響を受けていらっしゃる町内の飲食店等を応援するために実施するものです。一般会計の中で、通信運搬費を計上しておりまして、今回のチケットについては、全ての世帯に金券を郵送するというたてつけでございます。ですので、普通郵便ではなく簡易書留で送らせていただくということになります。

残が生じた場合はということですけれども、基本的にはただということになりますので、3,000円分はですね。積極的に使っていただきたいというのがありますし、その使用を円滑にできるために、使用期限も３カ月から４カ月ぐらいを目途に、実施したいと考えています。最終的には、飲食店から町に換金業務が生じますけれども、換金するチケットについては、実際、店舗側で使われた部分のチケット分を換金するということになっております。

○９番（福永　啓君）　わかりました。最後は、この12番ですが、対面時ですね、これまで町は飲食店に関して同じようなことをやってまいりました。今回は、普通のお店でも構わないんですよ。洋服販売店とか、そういうところでも実際に対面しますので、じゃあ、受付のところにこういうパネルなりカーテンなりを置きましょうと、そういうことについても対応できると。

基本的に、タクシーを含むと書いてありますけど、もうそのように一般的小売業、対面する小売業であれば、全てが一応この対象になると考えてよろしいんでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

今回の財源としまして、県の総合交付金を使用しますので、使える店舗、また使えない店舗というのは、あらかじめ整理はしてございます。先ほどの説明と重複しますが、今回、接客を伴うあらゆる事業者が対象ということになりますので、議員がおっしゃるように小売店につきましては、基本的には対象ということになります。ただ、対象とならない店舗というのを整理してございまして、その１例として、主に社員等が事務を行うための施設、例えば事務所、オフィス、こういったものは対象外、また、国や県が実施する同趣旨の補助金等の対象となる施設、例えば医療機関、薬局、福祉施設、バスなどが対象外ということになっております。

○９番（福永　啓君）　よくわかりました。あと１つ、同じところですが、そうしますと、こ

の飲食店です。過去に、これで補助金を受けておりました。しかしながら、だからといって全部きちんとできているわけではありません。では、その補助金が制度ができたので、じゃあ、１回私たちは補助金を受けているんだけど、じゃあ、ここのところをしたいからここをしましょうというのであれば、また飲食店に対しても、同じような使い道の補助金が受けられるのかどうか。そのあたりをお伺いします。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

今回、この対面接客事業者感染症対策支援事業につきましては、これまで町または県が実施してきた事業の併給というのは可能でございます。ただ、これまで購入をされた、補助を受けた設備・備品については対象外でございまして、令和３年２月５日の熊本県の補正予算承認後に導入された備品等については対象になるということになります。

また、今同時に、６月14日から、熊本県の認証制度というのが始まっております、飲食店については。そこは、最大50万円の補助が受けられるということになっておりますが、それとの併給も可能ということで聞いております。

○９番（福永　啓君）　あと１点、その補助金についてなんですが、この補助金については、基本的に、さっきの子供の補助金にありましたよね。それは、その事業者が、これって感染対策ですよねというのがきちんと説明できるものであれば、結構自由に使えるということでした。こちらに関しましては、そういう使う時期、きちっとここにある程度決まったものがあるとか、例えばそれを受注する場合には、領収書と引き替えとか、このようになっているとか、前の町が飲食店の今までの支援についても一緒ですよね。そのようになっているのか。そのあたりの制度はいかがですか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

感染症対策の備品につきましては、様々な効果、これがあるものないもの、いろいろな場合がございます。県の中であらかじめ設定はされておりますので、対象とならない部分については事前の対象になる備品リスト等で確認をしていただければと思います。

また、申請に必要な書類としましては、前回まで行っておりました町単独の事業と一緒で、納入したときの写真、それから領収書、口座がわかる写しなどを想定しておりますが、事業者の負担にならないように、できるだけ簡素、簡便なものにしたいと考えています。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６号、「令和３年度御船町一般会計補正予算（第２号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第12　議案第７号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（池田浩二君）　日程第12、議案第７号、「令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７号、「令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第13　議案第８号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（池田浩二君）　日程第13、議案第８号、「令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　今回、星の森ヴィラのセンターハウスの扉の自動化と思うんですが、この緑の村はほかにも、下のほうに受付がありますが、そういうところのコロナ対策とかは終わっていますか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

今回計上しておりますのは、センターハウスの自動ドアの改修でございます。おっしゃるように、下の管理棟につきましては、両開き戸で、かなり古い建物ではございます。もちろん、出入口の手指消毒等は徹底してございますけれども、そういった感染症対策をきちっとできるような構造的なものが終わっているかということであれば、そこは終わっていないということになります。この辺は財源等の確保の観点からもありますので、やりたいけれどもやれない部分もあるということです。

○10番（田上　忍君）　では、今後はそういうところも考えていくということでよろしいんでしょうか。トイレの自動化とか、そういうところもあるんですが、その辺はいかがですか。

○商工観光課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

おかげさまで、緑の村についてはコロナ禍でも営業しておりまして、年々来村者も増えている状況です。ただ、キャンプ場についても、キャンプブームで人数も増えております。こういったキャンパーのニーズ等を勘案しながら、老朽化した施設のリノベーション等は適宜計上して、また整備に努めていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第８号、「令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）

について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第14　同意第１号　御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君）　日程第14、同意第１号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、同意第１号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第15　同意第２号　御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君）　日程第15、同意第２号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、同意第２号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、10分程度休憩をしたいと思います。２時05分まで休憩いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後１時５３分　休　憩

午後２時０５分　再　開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第16　発議第１号　御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第16、発議第１号、「御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

８番、岩永宏介議員、前へお願いします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（福永　啓君）　今回、4,000万円のところを単に削除するという発議になっております。地方自治法第96条の中で、地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないと定められてあるわけです。そこに、予算か何かに書いてあるんですが、その５項で、その種類及び金額について、政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することとなっております。

その契約の基準ですが、政令の定めでは、施行令の別表、これで5,000万円を下らないこととなっています。ですから、5,000万円以上ということになっています。

今回の議会基本条例から、この議決事案、4,000万円という議決事案を削除する理由として、地方自治法でこの定められた規定があるのではないかと。だから、この4,000万円

とするのは、これは地方自治法に、ちょっと抵触するんではないか、おかしいんではないかと。そういう理由から、ここを削除するということになっている説明がありました。

それで、質問ですが、御船町はその5,000万円を下らないこと。では幾らでするんですかというのは、条例で定めなければいけないとなっているんですが、これはどのような条例で幾らと、今現在定められていますか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　まず、今お尋ねは、御船町がどのような条例で金額を定めているかということですが、その前に、削除した理由について、この議会の場できちんと申し上げてみたいと思います。

今おっしゃったことと、理由が若干ニュアンスが違うように感じましたので、ぜひですね。全員協議会でも申し上げたとおりですが、再度申し上げたいと思います。

御船町議会基本条例第12条第１項第２号、予定価格4,000万円以上の工事又は製造の請負契約をこのたび削除した。その理由は、地方自治法施行令の関係する条文及び御船町の条例である議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例との整合性をとることにしたということです。

整合性ということは、少しわかりやすく申し上げれば、こういうことです。契約に関して、２つの内容の違う条例が本町に存在したということです。この件については、昨年度、議会独自研修会に講師としてお招きした熊本大学法学部教授、伊藤洋典先生の意見も参考にしながら、議会改革推進特別委員会で、これは非常に時間をかけて慎重審議をした結果であると、このように理解をお願いしたいということです。

それで、議員からそういうことなんですが、御船町がどのような条例で金額を定めたのか、ということですので、今、申し上げた御船町の条例が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例ということになるかと思います。

○９番（福永　啓君）　今の委員長の説明なんですが、これは全員協議会で説明を受けました。私もここは納得できるところです。5,000万円にすべきなのか、4,000万円にすべきなのか、この条例が２つあったので、では合わせましょう、金額を合わせましょうという考えは、これはある意味おかしいという人もいるかもしれません。いろいろ考えはあるかもしれませんが、この理由は納得できる理由の１つだと思っています。

私はあと１つの、今、発議された、議会基本条例で4,000万円と定めているわけです。そして、今度それを外します。そうしますと、先ほど議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例で定められた5,000万円です。そしたら、法律で5,000万円を下らないこととなっていますから、整合性があって、それに従うということになると思うんですが、その御船町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これは基本条例ですとか、今回あとから出ますよね。専決事項の指定同様に、議会の専決事項に、議決による、関することですので、これは議会から発議されるべきものかなと思うんです。

それで、今ある条例ですが、これは基本条例や専決事項の指定同様、議会から発議された条例だったんでしょうか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　先ほどの長い条例ですが、これは昭和39年３月30日条例第11号ということになっておりまして、この発議はどこが行ったかということですが、このことについては、議会事務局で調べていただいたわけですが、なかなか、結局わからなかったというのが結論なんですが、現時点では、そういうことでわからずに、要するに、議会からの発議なのか、執行部からの発議なのか、それを特定するに資する文書が見当たらなかったということです。ただ、これも、議会事務局の調べでは、この条例は、制定後４回ほど、昭和51年、52年、62年、平成５年と条例が改正されていますが、この改正のときの発議は町長部局が行っていたということ、これはわかりました。おそらく時代的な状況を、これは個人的な見解ですが、おそらくこの当時、全国の様子を見ても、執行部発議の条例と思われます。

○９番（福永　啓君）　確認できたことは、その５回の改正で、改正案については、全て執行部からの発議ではなくて、執行部から議案として提案されたものですね。発議ではなくて、執行部議案として提案されたものですね。今でしたら、これはあり得ない形だと私は思っています。なぜなら、これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する問題なのです。これは、地方自治法第96条、この中のこれは第６章になるんですが、第６章というのは、議会の章なんです。この中に書いています。その中の第96条というのは、議会の権限という事項の中にあるものです。議会の項にあり議会の権限にある事項の中に関するものでありますので、今みたいに、きちっとと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、二元代表制というものがきちんと理解され、それに向かって進もうとしている議会、その議会の中であれば、これは当然発議、議会からこうしますよという発議であるべきものだと思います。でなければ、今日、審議されます専決事項、それが昔は同じように発議

は議案として提案されていたのかもしれません。しかし、今はそれは発議でされています。

先ほどちょっと申しました、5,000万円という金額自体は、これはいろいろな解釈が成り立つんですよ。だから、少ないんではないか、多いんではないか。もしくは4,000万円にしたのは、本当に法律に抵触するのか、いろいろな解釈が成立すると思います。しかし、ここは議会の改革委員会で真剣に議論され、やはり御船町としては、今の、これをきちっと整合性をとりましょうということにしたということで、これについては、私は特段に異議を挟むものではありませんが、私はやはり一番気になっているところは、今は発議で決められていたんです、この議会基本条例の中で。議会が自ら4,000万円と決めたんです。それを取り下げて、執行部の議案、過去に執行部の議案であった。この5,000万円に合わせるということ、これはやはりどう考えてもおかしい。議会の議決事項に関することを執行部提案に、過去にされたことに従うようにするというのは、どうやっても、やはりそのことが一番納得がいかないんです。

これはやはり、それを定めた過程なんですが、議会の二元代表制の根幹にかかわる部分があると思います。ですのでぜひ、これはお願いです。委員長として、今現在、発議ではなくて、議案として出されたものが、その条例になって、それに私たちが一時的に従わなければならない状況にあります。しかしそれは、私は不適当だと思いますので、きちんと、早急に審議をしていただいて、そして、今の現状では廃止するなりなされて、同様の文書で構いません。同様の文書でいいと思います。それを議会から発議として出して、それを可決することによって、正常な形に戻していただきたい。そういうふうに思いますが、それをやっていただけますでしょうか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　今おっしゃったのが、二元代表制の一翼を担う議会が、議会の権限に係る事項について、議会自らが定めてないということは、非常に民主主義の根幹にかかわるような問題であるということについては、このことについては、確かにですね。まあ、こればかりではなくして、地方自治法の、古い時代に作られたものが改正されてはきておりますが、これ以外にも、二元代表制といいながらも、非常に議会の権限については弱いという、そういう立場はかなり多いと感じております。

だから、そういう意味合いで、今、福永議員がおっしゃった意見というのは、私は非常に議員に、私たちに示唆を与える内容であって、大事とは思います。尊重しないといけないと思います。だけれども、１つ、今おっしゃった中に、例えば、議会改革特別委員会

として早急に検討し、そして、執行部提案の現条例を廃止して、今度は同様の内容で、議会発議として成立させると、そういう対応をとるべきということだったと思いますけれども、これについては、私はこれを定めた過程にもやはり問題があったわけでして、ただ、それがずっと続いてきているわけですので、そのことはむしろ、何といいますかね、非常に難しいんですが、何かものすごく、そこに違法性が存在すれば、それはそうでもしないといけないのかなと思いますが、そこまでするというふうに、議会改革推進特別委員会として、これを取り上げて議題とするということはいかがなものかと思っております。

○９番（福永　啓君）　私も、議案というのは言ってしまえば、例えば予算案を私どもは提案することはできませんけれども、いろいろな条例は両方から提案することはできるんです。今日の税条例だって、基本的に私どもが提案することだってすらできるんですよ。しかしこれは、決して議会に提案して、議案として発議するような条例ではありませんので。だから、執行部が提案しているわけなんです。というように、これは提案してあること、これは別に執行部は違法なことを行ったわけではないと思います。当時としては、その流れの中で行ったものだと思っています。

しかし、６年度だったかな、地方自治法一括法が成立以降、きちっとやはり議会と執行部は二元代表制というのを確立していきましょうという流れになっています。そこで、今まではそれでよかったんだけど、これってやはりそういう観点からしたらおかしいよねというふうになったものに関しては、じゃあ、御船町議会ではどうしますかと検討をしなければならないと思うんです。

しかも、今回は、発議として出されていた私どもの基本条例です。これは議会がそのまま作った基本条例です。それの一部を取り下げて、そして執行部議案の基準に従いましょうと形的にはなってくるんです。だから、それっていうのは、やはり形的に、それは今までの進んできた道を逆行するものではないかと思えて仕方がありません。長年の制度からみて、違法行為ではありませんけれども。

だからこそ、とにかくおっしゃるとおり１つではないと思うんです、このようなものは、幾つかあると思います。それも含めて、これに関してはやはり何とか現状できちんと考えてみて、議会として対応していくことだと考えているんですが。議会改革推進特別委員会の中で、ではどうしましょうかという、これの全般的な議題を出して、そして議会改革推進特別委員会のほうで話し合っていただくということはしていただけますか。

○議長（池田浩二君）　福永議員、質疑の時間ですので。

○９番（福永　啓君）　質疑ですよ、調べていただきますかという。はい。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　先ほど、私の考えを述べさせていただいたわけですけれども、私が、議会改革推進特別委員会の委員長でありますけれども、そこまでの議論はもちろん進めないわけです。そういう指摘を受けて考えているというところなので、また、そんな先の、非常にここまでするというところのものではどうなのでしょうか。廃案にして云々のところですね。そこまでやるべきなのかというところで躊躇しているわけですので、その部分について、もう少し時間をいただいて、また議会事務局に苦労をかけますけれども、専門家の先生にお聞きする中で方向性を見いだしていきたいと思っております。それでお許しをいただきたいということでございます。

○９番（福永　啓君）　わかりました。承知しました。

○10番（田上　忍君）　今回、この4,000万円という条項をなくすということですが、これは、議会基本条例を作ったときに、そのときの議員がしっかりと吟味されて、4,000万円という数値を出されたのだと思います。ほかと整合性が合わないとかいうことも、今あっているんですけれども、なぜここに4,000万円としたのか、これはやはり先輩議員しかわからないと思うんですが、そのあたりは何か調査されましたか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　ご存じのように、半年以上前から、もう１年ぐらいかけてやったような議会改革だったと。この12条だけについて、ちょっと１年ほど時間を置きながら取り扱ってきましたけれども、今回削除に至った理由として、いろんな意見が出ておりますけれども、整合性の部分と、この4,000万円、議事録あたりに書いてあるわけですけれども、会議録を見ていただきたいと思いますが、物価も高くなっているような現状で、これは関係する部分ですが、ここが関係する部分と思いますが、委員の中に、「当時4,000万円に、そういった議論してきて4,000万円になっているが、今であると物価も上がっているし工事高も上がっている。4,000万円以上、5,000万円以上、ざらにあると。そういうところで、もう見直したほうがいいのではないかなというふうにも思います」という意見も出ておりますように、こういうことで、ほかの方々もこの5,000万円に、4,000万円を削除するということになり、金額も、もう１つの片方の、福永議員に言わせると、本来的には議員発議にすべき、先ほどの流れの状態で、行政のほうで作られている。それに結果的には合わせたというようなことになるかと思います。

○10番（田上　忍君）　今、物価の上昇とかも、この辺は消費税の額とか、そういうことも言われたかと思うんですけど、これは関係ないと私は思います。それを言うのだったら、5,000万円と言われるのも、5,000万円も上げなければいかんじゃないですか。僕はそう思うんですね。なんで4,000万円をとっぱらうの。だから、僕が最初に言ったのは、何でこのときに、議会基本条例を作ったときに4,000万円にしたのか。その理由があるはずなんですよ。それは調べてないのですか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　私が今まで縷々申し上げた中で、まずいろいろあるわけですけれども、その専門家の伊藤先生がおっしゃった内容あたりは覚えておられると思いますが、契約という同じ中身に、２つ同じ町の中に条例があるということは、何かがないときには、これはこのままでもいいかもしれんけれども、事何かが起きた場合、紛争等が起きたときには問題になるでしょうということを、全員の議会の研修でおっしゃったということもあり、先ほど申し上げた件に皆さんが委員会の中で決めたということでございます。

○10番（田上　忍君）　議会の研修であのとき先生がおっしゃったこと、それは私も聞いています。行っておりましたので。ではもう１つ、議会アドバイザーの田口先生には、この辺は相談されましたか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　相談はしております。今、ここには詳細にわたってはしておりませんけれども、持ってきてないんですが、相談はしております。

○10番（田上　忍君）　じゃあ、一歩質問を元に戻しますけれども、さっき私が聞いたのは、何で4,000万円にしたのか、その根拠というのは調べましたかということをさっき聞いたんですが。それはいかがですか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　それまでに長く、こんなふうに時間がかかったということは、そういう資料に、例えば議事録を含めて、それをかなり探したということはありますが、残ってるのか残ってなかったのか、そのあたりはどういうところから出てきたのかというのを調べようとしましたが、ありませんでした、見つかりませんでした。

○10番（田上　忍君）　それでは、資料がないということで、理解しておきます。だから、私も、議会基本条例を作った、その頃の先輩議員は、もう今はここにはおられない方が多いんですけれども、私は聞きました。そしたら、やはり、昔はいろいろなことがあったと。

5,000万円以上にすると、ちょっと漏れるところがある。少しでも議会に上程して、議員の目に触れさせて、そしてこういう契約、こういう工事があっているよねと、そういう議会で議論したほうがいいよということで、よそよりも1,000万円超えて4,000万円にしたと、そういうことを私は先輩議員から聞いたことがあります。実は、昨晩聞いたんです。そういうこともあって、その4,000万円にした理由がちゃんとあるわけなんですよ。議事録でそういうのが見つからなかったら、そういう先輩議員に聞けばよかったんじゃないんですか。そういうのはされなかったんですか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　今、申し上げた理由も、それ以上のことは私は、これ以上のことは申し上げられないと思いますので、今、この時点ですので、委員会としては、こういう提案をしているということで御理解いただきたいと思います。

○10番（田上　忍君）　はい。

○５番（田上英司君）　議論がけんけんがくがくしておりますが、岩永委員長は立場上大変だと思いますが、私も、この提案があった後、御船町の行政に携わった大先輩の方たち４名にお尋ねして回りました。当然わからんものだからですね。そして、まずは当然かなり熟慮されておるようです。時代が変わったからといって、先人の方たちが作られたやつに、現在、違法性があるのかです。といった場合にもいろいろな意見が出てきておるんですが、これは説得力がない。これは改正までするというのは、ちょっと薄いんではないかなと思っておるんですが、それぞれの思いがありますけれども、これは再検討する必要があるのではないかと思いますが、いかがでございますか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　この件については、当時の議員の12条の２号を議決事件として上げられた中に、議会基本条例に上げられた当時の議員さんたちの気持ち、そのあたりに十分配慮しながらといいますか、時間をかけて、田口先生の意見、こういう事情に詳しい、それから、まだ今在籍している当時の議員、何人か残っておられますので、その方々の意見も事情を聴取して、そして決めました。

要するに、慎重に、本当にその気持ちを大事にしながら、慎重に時間をかけて審議してきて、今回結論を出させていただいたというのが、本当の気持ちでございますので、今日は何分理解いただきまして、これ以上のことは、私も質疑の中でもお答えはできませんので、今後の中で、この後のところで意見を述べていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（井藤はづき君）　委員会の中で、これについて議論されたときに、何に焦点を当てて議論されたのか、といいますと、やはり整合性というところについて議論されたのか、それもあったでしょうけど、そのほかに焦点を当てて議論されたことがあったのか、教えてください。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　今までの中で説明はしたんですけれども、やはり整合性といいますか、２つあるのはおかしいというのが、伊藤先生、私もそれは疑問でずっとおりましたので、伊藤先生が、その気持ち、同じようなことをおっしゃったというのは、これは非常に大きかったのではないかなと。昨年度末の議会改革推進特別委員会の中では、その旨皆さんに申し上げて、そこから議論がスタートしたということであります。それ以上のことは、それ以上のこともございません。

○２番（井藤はづき君）　先ほど、当時の議員さんたちのことも配慮してということもおっしゃいましたけれど、一番初めに、このことについて議論を始めたのは整合性ですよね。整合性をとったほうがいいのではないかというところから議論を始められ、しかし、4,000万円という額を明記してあるのは、当時の議員さんたちがしっかりと議論された上でのことだろうから、そこは委員会で議論してみますということで、委員会に持ち帰られたのではなかったのかなと思うんですけれども、そういうことでよろしかったですか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　すみません、よくわからなかったのですが、委員会に持ち込んだというところ、その前後を話していただけますか。

○２番（井藤はづき君）　委員会で議論されたのは、整合性をとって、議会基本条例で4,000万円ということを明記することが、もう１つの条例との整合性がとれなくなってしまうことになるのではないかという議論をされたんですよね。という論点として、その整合性があるのかどうか、もう１つの条例とこの議会基本条例との整合性があるのかどうかというのと、もう１つは、その4,000万円という額が当時いろいろな議論があった上で決められた金額ですから、それを5,000万円に合わせることがよいのかどうかという２点について、議論をされたんですよね。で、整合性をとったほうがいいと。もちろん、当時にしっかり議論されたことではあるけれども、整合性をとって5,000万円に合わせて、この文言を削除したほうがよいという結論になったという認識でよろしいですか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　そうですね。地方自治法と、それにからむ、

地方自治は96条です。それと今度は施行令、そこにかかわる施行令、そのあたりを素直に読むと、その4,000万円というのが、議決事件として、そこに存在すること自体どうかなというところから議論を、これは非常に個人的にはなりますけれども、そういう議論から始めて、そして、そういう、途中の全員協議会あたりで、今こういう議論を私たちの委員会はやっているということを報告したという記憶は今思い出すわけです。そういう中からのスタートだったわけです。

だから、いろいろな考え方を持って、７名の議員が、６名ですかね、集ってきて、いろいろな角度から、今出てきたような話も吟味しながら、審議を進めていったということです。

○２番（井藤はづき君）　大体わかったと思うんですけど、その委員会の委員が議論した結果、整合性をとったほうがいいという結論になったんですよね、委員会としては。という認識でいいんですか。何かいろいろなことを聞いたのでわからなくなりました。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　まあ、ニュアンスが、結果的にはそれが合う形になったんですけども、まあそういうことかなですね。

○５番（田上英司君）　委員長の立場で今苦しい立場にいらっしゃいますけれども、単純にですよ、地方自治法という法律があって、それに条例が加わるわけです。だから、この地方自治法というのが、当然上の段階にあるんです。地方自治法に5,000万円というのが決まっている。それに整合性と今のお話にあったように合わせるということですね。私がさっきから言いよるとは、違法性があるかないかということです。この5,000万円を超えれば、当然これは違法性があると思うんですよ。だから、その範囲内で、さっき言いましたように、かなり先人が熟慮されているということで、今日に至っているということですが、違法性はないと、存在するのかと、さっきも言いましたが、存在しないと理解しておりますが、いかがでしょうか。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君）　地方自治法の施行令のほうは、5,000万円の、契約についての金額は5,000万円を下らないこととなっているわけです。だから、上限はそれ以上にやはり、上限はどれだけでも上がっていいわけです。そういう理解でございます。

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

岩永委員長、議席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

○10番（田上　忍君）　先ほど質疑で申しましたが、ここでいう4,000万円という数値については、議会基本条例を作ったときに十分吟味をされて、そして御船町議会はこうやって改革しているんだよということで作られたのだと思います。過去にいろいろな事例があって、そういうのをもとにして、通常5,000万円だけど4,000万円にされたと。私はそういうふうに理解しています。

そうやって、5,000万円に戻して、一番誰が喜ぶのか。それは町長は専決処分、今まで4,000万円ぐらいまでは議会に諮らなければいかんだったけれども、もう出さなくてよくなる。だから、そこは議会に諮らんでいいからよくなったなと思います。そして、まあ業者の方がどうかとかは、それはわかりませんが、業者の方も、もう専決処分で決まるから、もうこれで契約がうまくゆくよとなってくるかと思うんですよね。

ですから、私はこの先輩たちが作った4,000万円という数値を、私はこのまま残してほしいと思います。

ということで、私はこの議案に対しては反対といたします。

○議長（池田浩二君）　次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

○９番（福永　啓君）　驚かれるかもしれませんが、賛成の立場から。

思いは、先ほど田上議員がおっしゃった、それと全く同じなんですよ。4,000万円、それを作られた先人に敬意を表して、4,000万円に私はすべきだとは思います。ただ、どうしても違法性の疑義が消えないという部分があったんです。これが合法である、4,000ということで疑義が消えない。だったら、ここで疑義を消してしまおうという判断というのは、それも正当な判断であると理解して、一方当然の判断であると思います。

ですので、ここを熟慮されたところの議会改革推進特別委員会の、今回はそこの部分ですから、それについては、私は反対するものではないと。積極的に賛成のやつを反対はしないということで賛成なんですが、ただ、ここの討論で、一言申し上げておきたい。4,000万円、5,000万円がいいというのは、これは意見で対立する部分があると思います。しかし、先ほど私が申し上げました発議でない、ここで発議であったものを取り下げて、過去に執行部の議案として決めたものをそのまま準用していく、これは議会の二元代表制の根本にかかわる問題だと、私は強く感じるんです。議会で幾らにするのか決めなければ

ならない、と書いてあるんです。5,000万円を下らない金額を決めなければならないんです、条例で。6,000万円でも１億円でも２億円であってもいいんです。それは私たちが決めなければいけない。これを強く申し上げて、もし今後、これに対する議論が進まないようになれば、個人としての発議すら考えざるを得ないのかなという、強い決意をもって、今回の、この契約を外すことについては、賛成といたします。

○議長（池田浩二君）　次に、原案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

○６番（増田安至君）　これは、議会改革推進特別委員会の一員として、一緒に議論をしてきた仲です。地方自治法という法の概念の上では、上位に立つ概念の、上、下とはなかなか付けられないのでしょうけれども、条例という形で１つ枠組みを作ったということには意義があったと思います。あったんですが、ダブルスタンダードでこのまま行くのがいいのかどうかということを委員会の中で検討したのも事実です。

御船町が特別に、県内でも、ほかに条例を設けているかどうかの確認はしました。それも併せたところで、御船町が議会の改革の先人を行く議会としてはふさわしいものだということで今までやってきたんですけど、１つ、ここは地方自治法という法律に従って、そしてこれから先また進んでいこうということで、委員会では答えが出たのかなと思っております。

私は一部を改正する条例の制定について、賛成いたします。

○議長（池田浩二君）　次に、原案に対する反対者の発言を許します。

○５番（田上英司君）　ただ一言、改正の必要性は薄いと思います。

○議長（池田浩二君）　次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

○２番（井藤はづき君）　私は、この原案に対して賛成です。

今回の論点となっているのが、地方自治法との整合性、また、この御船町にある２つの条例が存在し、この金額が5,000万円と4,000万円と違っていることに対する整合性の有無ということが論点になっていると思います。その論点からすると、私はこの整合性をとって、片方に合わせるという委員会の決定には賛成します。

ただ、先ほど福永議員もおっしゃったと思いますけれども、そのもう片方の条例が執行部提案の条例であり、議会基本条例でもともと4,000万円となっていたのが、先輩の議員方が、議会として議決に付すべきものを議会として決めなければならないという教えを

もって金額設定をしたものであるということも踏まえますと、改めて議会発議として、金額を設定した条例を制定すべきだと思いますので、今後、継続して委員会で検討していただき、議会発議の条例をまた作り直す必要性もあると思っています。

ただ、最初に述べましたとおり、整合性をとるという観点からは、今回の委員会の決定の原案について賛成いたします。

○議長（池田浩二君）　ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　これで、討論を終わります。

これから、発議第１号、「御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第17　発議第２号　町長の専決事項の指定について

○議長（池田浩二君）　日程第17、発議第２号、「町長の専決事項の指定について」を議題とします。

８番、岩永宏介議員、前へお願いします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

岩永議員、議席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、発議第２号、「町長の専決事項の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第18　発議第３号　御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第18、発議第３号、「御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

12番、清水聖議員、前へお願いします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

清水議員、議席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、発議第３号、「御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第19　陳情第９号　幼児教育・保育の無償化に伴う副食費（おかず代・おやつ代）の新たな負担増について（陳情）（継続審査）

○議長（池田浩二君）　日程第19、陳情第９号、「幼児教育・保育の無償化に伴う副食費（おかず代・おやつ代）の新たな負担増について」の件を議題とします。

岩永産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君）　令和２年度、陳情第９号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費（おかず代・おやつ代）の新たな負担増についての審査報告を、産業厚生常任委員会委員長よりいたします。

本委員会に付託されました令和２年度、陳情第９号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費（おかず代・おやつ代）の新たな負担増についての陳情について、令和３年３月29日、午後１時30分より審議会室において、産業厚生常任委員７名、執行部からこども未来課長ほか担当職員１名が出席し審議を行いました。

審議に先立ち、陳情者である学校法人玉虫学園、認定こども園滝尾幼稚園及び学校法人玉虫学園、滝尾たんぽぽ園の成瀬育枝ＰＴＡ会長と、賛同者である前川佳子氏に出席いただき、本件の趣旨説明を受けた後、審議を行いました。

審議においては、「国・県の方針や、郡内自治体の状況に合わせるべきで、町単独の負担はできない」という意見や、一方では、「子育て世代の負担を軽くし、かつ町独自の施策として、町単独でも負担していくべきである」などの意見が出されました。

本件について採決を行った結果、賛成少数により不採択にすることと決しました。本会議においても、委員長の報告どおり、不採択としていただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（池田浩二君）　質疑を行います。質疑はありませんか。

○２番（井藤はづき君）　不採択になりました主な理由を、もう一度説明をお願いします。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君）　今申し上げたようなことで、代表的な審議を受ける意見の主なものを申し上げましたけれども、今申し上げた形で賛否両論ありましたけれども、賛成少数によって不採択とすることに決しました。

○２番（井藤はづき君）　では、先ほどおっしゃったのは、国や県の方針に準ずるべきだというのと、単独の負担、それはできないという点が挙げられていたかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君）　はい、そのとおりです。

○２番（井藤はづき君）　この陳情の中で、多子世帯による新たな負担が生じることのないように、何らかの施策を講じていただきたいと陳情いたしますということで述べられていますけれども、この副食費の制度にかかわらず、ほかの施策の必要性や、またその検討を求めるような、そのような御意見はありましたか。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君）　陳情の主な内容といいますか、項目については、議員も、その陳情書そのものの写しを見ておられますのでおわかりかと思いますが、陳情の主な内容、項目は、この陳情書の表題にあるとおり、幼児教育・保育の無償化に伴う副

食費の新たな負担増についてが主な陳情内容であります。

ただ、議員が今おっしゃったような内容についても、委員会の審議の中で読み合わせももちろんしておりますし、陳情書と一緒に読み合わせをやっておりますし、重ねて読み合わせをしておりまして、当然、委員会としては十分、その部分も認識した上で今回の委員会の結論を出しているということです。

○２番（井藤はづき君）　そうしますと、私は、この副食費の制度がなくなるということがきっかけで、この陳情が提出されたと思いますけれども、このタイトルには副食費のことが載っていますから、この副食費の制度を残すべきかどうかという点について、委員会で議論されたのであり、それが少し難しいのであれば、それに代わる何らかの施策を講じるべきではないかという、この陳情者の意見が陳情に載っていますけれども、こちらについても考慮された上で、不採択というところでよろしいですか。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君）　そのとおりです。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○５番（田上英司君）　御船町は、去年の４月から本年の４月まで、町独自で多子世帯に補助を出してこられているですね。多子世帯というのが、子供３名と聞いておりますが、町全体で、38名ぐらいの子供に支援をされてきているようなお話ですが、国と県と子供に対する年齢の考え方の相違があるということです。国は18歳未満ということです。県は小学生以下で３人です。これは要らん話ですけど、中華人民共和国が２カ月ぐらい前に14億か15億いる、どしこおるかわからん。一人っ子政策というのを昔とってきた。２カ月ぐらい前に２人までは認めるということを、中華人民共和国は言いましたね。

10年後の御船町を考えた場合に、今、少子化少子化となってきておりますが、非常に心配されるところではないかと思います。この表題が副食費の手当を復活させよということですが、これにとらわれず、何らかの多子世帯に対する応援というか、要するに子供を育てる御船町だという先ほどのキャッチフレーズ等も出して、そういった町独自で、「うわぁ」と、他町村から思われるような、この副食費の表題にとらわれない施策も必要じゃないかなと思っているところですが。いかがですか。

○産業厚生常任委員会委員長（岩永宏介君）　大変貴重な御意見とは存じますが、この委員長の報告に対しての質疑は、私は審査の経過並びにその結果等を伝えるということでございますので、その御意見は承っておりますけれども、そういう事情でございますので、それ

に答えるということはできないかと思います。

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

岩永委員長、議席へどうぞ。

今回の委員長報告は不採択です。

したがって、陳情者から提出された陳情書に対する討論を行います。

まず、陳情書に対する賛成者の発言を許します。

○９番（福永　啓君）　私は、産業厚生常任委員の１人ですので、質問はできませんでした。しかし、賛成討論を行い、産業厚生常任委員会の採決とは反対の立場から賛成討論を行います。

保育園、保護者の方々から、議会に対して幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の新たな負担増について陳情があり、去る３月29日、産業厚生常任委員会で審議されました。その結果、先ほどの委員長報告のとおり、反対多数で不採択となりましたが、議会としての判断であります本会議におきましては、ぜひ採択いただきますよう、賛成討論を行います。

そもそも、今回の陳情が提出された経緯ですが、令和元年度10月より、国の施策として保育料の無償化が行われたことに始まります。保育料無償化の中で、それまで保育料の中に含まれていた副食費、おやつ代、年間５万4,000円、月額4,500円が無償化から切り離され、保護者世帯に対して負担が求められることになりました。第３子以降はその副食費を免除されるという制度があります。しかし、国の第３子のカウント方法は、幼児教育対象者のみをカウントすることとなっています。例え、子供が５人、６人いたとしても、幼児教育年代の子供が２人しかいなければ、第３子以降はカウントされません。

今、３人の幼児がいたとしても、１人が小学生に上がれば、次の年からは２人しかカウントされません。

一方で、これまで保育料に関する補助事業において、県そして我が町が行ってきた子供のカウント方法は、純粋に18歳以下の子供の数でカウントをしてきました。これは、国のカウント方法と比べ、はるかに実情に沿ったものです。

このように、例え３人以上の子供がいたとしても国の基準ではカウントされず、副食費が援助されない世帯が出てくることによる。また副食費は一律ですので、世帯の収入によっては保育料無償化の中で逆に負担増となる世帯が出てくるのではないかという懸念が

あったのです。そんな懸念を払拭するために、御船町においては、昨年度まで県独自の制度を利用し、国の基準では援助されない多子世帯に対して、実情に伴った県の基準を準用し、副食費の補助を行ってまいりました。

また、昨年度、県が独自の補助制度を打ち切った後も、これまで町が用いてきた基準に基づき、国の制度ではカウントされない多子世帯に対して、町独自の補助制度を行ってきたところです。この町独自の子育て支援事業は大変評価に値する施策であると考えています。そして、少子化が続く現代社会において、現在の子育て世代及び今後の子育て世代のためにも、さらに充実した子育て支援の必要性が増しているいう認識は、議員個人として、いや、議会そして町全体としてもこの認識は共有されていくものと、確信しています。

ところが、本年度から、この町独自の補助事業が打ち切られ、多子世帯の中で、新たに年額５万4,000円、月額4,500円の出費が強いられる世帯が出てくることになりました。コロナ禍もあり、町民生活が疲弊する中、ぎりぎりの生活が続いている世帯も多く、このような多額な出費を急に、さらには多子世帯に対してのみ強いることは、世帯の日常生活に、そして子育てに大変大きな影響を与えます。

また、陳情書にもありますとおり、町がうたう子育て支援の方針とは逆行するものと強く感じ、委員会では、なぜあえて今補助事業を打ち切る必要性があるのかを話しました。執行部の説明では、副食費は本来施設保育、家庭内保育にかかわらず、等しく負担すべき性格のものであり、そもそもこの補助事業は激変緩和措置的な性格ある制度である。また、先ほどの委員長報告の中にもありましたが、県が国の基準に合わせたことをもって、町としてもその基準に合わせることにした、上益城郡内でも同じ対応をすることとした、などというものでした。私はこの説明には大変理解に苦しみます。仮に激変緩和措置であるのならば、なぜ今、コロナ禍で町民の生活が疲弊している今なのでしょうか。どう考えてもそうだとは思えません。

また、憲法や地方自治法が定められている地方自治の本旨。地方自治体は、住民の意思に基づいて行われるという住民自治と、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとで行われるという団体自治、これが地方自治体ではなっています。

単に、県が判断を変えたから、国の基準に合わせるため、などという理由で町民生活に密着した施策を変更することは、地方自治の本旨にももとる判断であると言わざるを得

ません。

また、国においては、幼児教育・保育の無償化の制度に関して、平成30年12月28日に関係閣僚の合意がなされています。その方針が、実は文書化されているんです。その７ページでは、幼児教育の無償化に伴う取組みの中では、このように記されています。「地方自治体によっては、既に独自の取組みによって、無償化や負担軽減を行っているところもある。今般の無償化は、こうした自治体独自の取組みと相まって、子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により、自治体独自の取組みの財源を地域における子育て支援のさらなる充実や次世代への付け回しの軽減等に活用することが重要である。」

ですので、今回の補助事業の打ち切りは、地方自治の本旨にもとるのみならず、閣議決定された国の方針にすら反するものだと言わざるを得ません。上益城で基準を合わせたという説明もありました。上益城５町という自治体間の協議が、お互いがさらなる住民福祉を図るために行うべき協議であり、サービスカットの協議を行うべきではありません。

また、今回このケースがこれに当たるというわけではありませんが、自治体の首長においては、広く御船町の将来を考えたとき、時には現時点で住民に不利となる政治的判断が必要となる場合も、私はあると考えています。しかし、そのような場合においても、私たち議会は、御船町議会は、議会基本条例に従って、主権者である町民との信託を厳粛に受け止め、二元代表制の一方の担い手として、町民全体との福祉の向上を議会における、討議により実現し、将来に向かって町民との約束を果たすために活動しなければなりません。町議会という組織はあくまでも町民とともにあるべきであり、町民の立場に立って判断すべきです。

今回の陳情内容は、町の活性化及び人口増加に資する子育て支援につながる内容でもあり、議会として推し進めるべき提言でもあります。一方で、補助事業を打ち切るという町の説明に合理性を見いだすことは私は難しく、逆に、これまでの町の方針や国の方針と相反する判断と言わざるを得ません。３月議会で、執行部の答弁はこの陳情に対して議会の判断に従いたいという柔軟なものでした。

今、ボールはまさに議会側にあります。議員所思におかれましては、多種多様なお考え方があるとは思いますが、ぜひ町民の願いに応えていただきたい。そして、町民とともに、町の活性化及び子育て支援に対する提言として、今回の陳情を採択いただきたいと、

切に願います。

○議長（池田浩二君）　次に、陳情書に対する反対者の発言を許します。

○１番（中城峯雄君）　陳情書に対して反対する立場から、討論を行います。

町は今後さらに子育て支援を充実させ、出生率を高めていく取組みは、これは言うまでもなく重要な課題と思いますし、陳情者の思いにも賛同できる点はあります。ただ、国・県、郡内の他町は廃止した状況で、御船町だけが副食費を継続するというのは、陳情者に対する賛同者が少ないと思います。賛同者の名簿を見ましたが、高木保育園が２世帯、滝尾保育園が３世帯です。合計５世帯だけです。私立だけでも６つの保育所があり、該当する園児が46人おります。御船町の保育所の保護者全体の意見、要望なのか、その点が甚だ私は疑問に感じました。

陳情書を何度も読ませていただきました。町から突然に補助が打ち切られるという１枚の通知が来て、驚いて議会に陳情書を上げられたということですが、準備期間がなかったとはいえ、拙速感は否めず、陳情者はもっと多くの保護者の意見を聞くべきであったと思います。

３月29日の産業厚生常任委員会で陳情者は、今後も継続して町内の各保育所に声を掛けたいと述べておられますが、現時点ではまだ賛同者の名前は上がっていないようです。もとより子育て支援策のさらなる充実については、今後議会・執行部で人口増加につながる議論をさらに深めていく、これはやっていかなければならないと思います。

○議長（池田浩二君）　次に、陳情書に対する賛成者の発言を許します。

○２番（井藤はづき君）　私は、この陳情に対して賛成の立場で討論を行います。

この陳情では、副食費補助制度が多子世帯を対象にした施策であるということに注目しています。このような多子世帯を応援するための施策は、少子化を課題としている御船町にとっても、大きな効果が期待できました。それに加え、早々にこの制度を打ち切ってしてしまったほかの市町村との差別化も図ることができ、より多くの移住希望者の目を引くための武器としての効果も期待できました。

ですから、国の、自治体独自の取組みと相まって、子育て支援の充実につながるようにという国の方針に反して、この制度を打ち切り、多くの自治体と足並みを揃えてしまったということは、非常にもったいなく残念なことです。国で決まったことだから、継続する自治体が少ないからという説明が、この補助制度を打ち切る理由として妥当なのか疑問

です。

とはいえ、執行部はこの１つの事業だけを行っているわけではないので、町全体の運営や様々な事情を踏まえた上で判断をしなければならないというのも事実です。それでは果たして、この陳情がそのような町の実情に反したものなのでしょうか。皆さん、この陳情は副食費の補助に固執しているわけではありません。副食費の補助を復活させてくださいというだけのものではないのです。なぜなら、陳情書ではこう述べられています。「多子世帯における新たな負担が生じることのないように、何らかの施策を講じてほしい」つまり、陳情書の中で訴えられているのは、副食費の補助を打ち切ることがやむを得ないならば、総合計画の中で、子育て支援体制の充実をうたう御船町はこの補助制度に代わる何らかの施策を講じるべきではないかということです。

私はこの意見に賛成です。少子化を大きな課題とする御船町の子育て支援を充実させるため、何らかの施策が必要だというのは、まっとうな意見であり、議会としても支持するのが適当なのではないでしょうか。皆さん、副食費補助の可否だけでなく、陳情にあるように、多子世帯における新たな負担が生じることのないように、何らかの施策を講じる必要性、これにも目を向けて、いま一度考えてください。

○議長（池田浩二君）　次に、陳情書に対する反対者の発言を許します。

○10番（田上　忍君）　私は、ちょっと苦しい立場なんですが。これは実際には、副食費について何らかの対応をとってほしいと思います。そして、御船町独自の子育て環境の充実を図ってほしいと私は願っております。

しかし、私は産業厚生常任委員のメンバーでもあります。ですから、今回は、委員長の報告を支持せざるを得ないなと思って、不採択という、討論させていただきました。

○議長（池田浩二君）　ほかに討論はありませんか。

○５番（田上英司君）　私は賛成の立場から、一言。この先ほど多子世帯に対する支援ということは、要するに負担する家庭の負担軽減措置を図るということは、非常に少子化対策の重要なことじゃないかと思うんです。「うわぁ、御船町では」ということで、ひょっとすれば、若い御夫婦が転入してお見えになるかもわからないということです。何か特徴ある少子化対策が必要です。先ほど井藤議員の発言にございましたように、これだけに限らず、考えられるやつの対策をとるという手もあるんですが、非常に、従前のものは、さっき言いました御船町を考えた場合に、本当に真剣に考えなきゃいかんなと感じております。

賛成です。

○議長（池田浩二君）　ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　これで討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、陳情者から提出された陳情書について、採決します。

もう一度申し上げます。

委員長報告に対してではなく、陳情者から提出された陳情書について、賛成か反対かを採決します。

お諮りします。

本件は、陳情書のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

起立されない方は、陳情書に対する反対者とみなします。

しばらく、そのままでお願いします。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立少数です。したがって、陳情第９号、「幼児教育・保育の無償化に伴う副食費（おかず代・おやつ代）の新たな負担増について」の件は不採択とすることに決定しました。

ここで、15時35分まで休憩したいと思います。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後３時２５分　休　憩

午後３時３５分　再　開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

本日、藤木町長から議案第９号、「財産の取得について」の件が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。議案第９号を日程に追加し、追加日程第１とし

て議題にすることに決定しました。

ただ今より、追加日程を配布させます。

［追加日程　配布］

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第１　議案第９号　財産の取得について

○議長（池田浩二君）　追加日程第１、議案第９号、「財産の取得について」の件を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　議案第９号、財産の取得について。御船町内の小・中学校で使用する教育用端末について、次のとおり財産取得する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君）　これで、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上　忍君）　今回、納入期限が８月20日となっております。２学期から使いたいということですが、もうこれはハードがここで20日に納入されて、その後必要なソフトをインストールしなければいけないと思うのですが、２学期に間に合いますか。

○学校教育課長（西本和美君）　お答えします。

この８月20日の納入期限は、今議案の資料にありますとおり、この端末仕様書にあるその他の部分の設定を含めたものでの納品となります。９月の利用開始を予定しております。

○10番（田上　忍君）　先ほどの全員協議会での課長の説明では、端末仕様書、ここに載っているものについては、全部インストールされて８月20日に納品されると。その後、セキュリティ関係のソフトについては、別予算で出ていたと思うんですが、それは、そのほうの業者でインストールされるということだったんですが、だから、それも含めて間に合うのかというところを聞いているところです。

○学校教育課長（西本和美君）　今、間に合うようにスケジュールを組んでおります。

○10番（田上　忍君）　では間に合うということで、理解いたしました。

ちなみに、今度の２学期は何日から始まるのですか。

○学校教育課長（西本和美君）　８月30日から始まります。

○10番（田上　忍君）　はい、わかりました。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、議案第９号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和３年度第２回御船町議会定例会６月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和３年度第２回御船町議会定例会６月会議を終了します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後３時４０分　休　会

地方自治法第１２３条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員